



**第3次
東海村環境基本計画**

東海村

「第3次東海村環境基本計画の策定にあたって」



豊かな社会の形成には、自然豊かな環境は欠かせないものであり、本村は海浜や山林、水田など多様な自然環境に恵まれており、この豊かな自然との共存を大切にしていかなければなりません。

環境の側面から世界に目を向けますと、国際気候変動枠組条約第21回締約国会議（COP21）において、2015年12月に採択された「パリ協定」を機に、環境に関する国際的な動きは活発化しており、世界各国では2050年までに温室効果ガスの排出量を実質ゼロにする、いわゆる「2050年カーボンニュートラル」の取り組みが加速化しています。

国内におきましても2020年10月26日、第203回臨時国会の所信表明演説において菅総理大臣が「2050年カーボンニュートラル」の宣言を行ったことにより、脱炭素化に向けた自治体による取り組みは重要なものとなってきております。

近年、気候変動の影響により、各地で自然災害が多発するなど地球規模での対応策が急務となっており、本村におきましても環境を保全し、守り、持続可能な地球環境への貢献が求められております。

このような背景の中、本村の環境政策を総合的かつ計画的に推進するため、令和3年度から令和7年度までの5年間の計画期間として、環境施策の基本方針となる「第3次東海村環境基本計画」を策定しました。

本計画では、第2次東海村環境基本計画の理念を堅持し、世界的な潮流であるSDGsや地域循環共生圏の考え方を踏まえ、これまでの中心テーマである「自然共生社会」「低炭素社会」「循環型社会」「生活環境」の4つの分野に、「持続可能な地域づくりを担う人材育成」を加え、5つの分野から環境政策の取り組みを展開してまいります。

結びになりますが、本計画の策定にあたりましては、東海村環境審議会の皆様をはじめ、各ワーキング委員の皆様、村民の皆様より貴重なご意見を賜り、深く感謝を申し上げます。

令和3年6月

東海村長 山 田 修

目 次

序 論	1
0-1. 環境基本計画策定の背景	2
0-2. 環境基本計画の役割と位置づけ	3
0-3. 環境基本計画の対象範囲	4
0-4. 環境基本計画の期間	4
第1章 環境に関する現況と課題	5
1-1. 東海村の概況	6
1-2. 分野別環境施策の現況と課題	6
第2章 めざす環境のすがた	9
2-1. 理念	10
2-2. 計画の体系と望ましい将来像	11
(1) 計画の体系	11
(2) 望ましい将来像	12
コラム「SDGs」とは？	13
第3章 具体的な環境施策	15
3-1. 自然共生社会	16
3-2. 低炭素社会	21
3-3. 循環型社会	27
3-4. 生活環境	31
3-5. 持続可能な地域づくりを担う人材育成	34
第4章 進行管理	39
4-1. 推進体制	40
4-2. 目標設定	41
4-3. 進捗管理	42
資料編	45
1. 東海村環境基本条例	46
2. 環境審議会	50
3. ワーキング委員会 住民部会・事業者部会	52
4. ワーキング委員会 庁内部会	57
5. シンボル指標の設定・計算方法	58
6. 諮問・答申	66
7. 略語一覧	68

序 論

0-1. 環境基本計画策定の背景

本村では、村民の健康で文化的な生活を確保し、人類の福祉に貢献することを目的として、平成12年に「東海村環境基本条例」を制定し、平成14年3月に東海村環境基本計画（以下「第1次計画」という）を策定しました。

第1次計画の策定から10年が経過した平成24年に第2次東海村環境基本計画（以下「第2次計画」という）を策定しました。第2次計画の策定にあたっては、「とうかい環境村民会議」（以下「環境村民会議」という）を立ち上げ、村民・事業者が主体となって検討・実行する体制を作りました。第2次計画では「自然豊かな環境を一人ひとりが力を合わせて守り育て ライフスタイルを見直し 持続可能な社会を創造する」との理念を掲げ、「自然共生社会」「低炭素社会」「循環型社会」「生活環境」の4分野を中心的なテーマとして取り組みました。

第2次計画は平成24年度（2012年度）から令和3年度（2021年度）の10年間を計画期間としていましたが、東海村第6次総合計画（以下「第6次総合計画」という）を踏まえて策定及び進行管理を行うため、令和2年度（2020年度）から策定作業を始め、前倒しで第3次東海村環境基本計画（以下「第3次計画」という）を策定することとしました。

■第2次計画期間中の変化

第2次計画期間中、環境施策に関して大きな国際的な動きがありました。一つはSDGs（持続可能な開発目標）の採択、もう一つはパリ協定の締結です。

SDGs（Sustainable Development Goals）は、平成27年（2015年）9月に「国連持続可能な開発サミット」にて採択された、2015年から2030年までの長期的な開発の指針です。「No One will be Left Behind」（誰一人取り残さない）をコンセプトに、17のゴールと169のターゲットで構成されています。各ゴールはそれぞれが繋がっており、特に環境施策と関連が深いゴール6、13、14、15は、健全な社会や活発な経済活動の基盤となるものです。

SDGsの登場によって、環境施策の重要性が改めて認識されると共に、あらゆる主体が持続可能な社会づくりに向けて取り組むことへの機運が大きく高まりました。



SDGs ウエディングケーキ
出典：ストックホルム・レジリエンス センター

パリ協定は、2020年以降の地球温暖化対策の国際枠組みとして、平成27年（2015年）12月にパリで開催された国連気候変動枠組条約第21回締約国会議（COP21）にて採択されたものです。パリ協定では、「世界的な平均気温上昇を産業革命前に比べて2℃より十分低く保つとともに、1.5℃に抑える努力を追求する」ことを全体目標とし、そのために世界全体で今世紀後半には人間活動による温室効果ガス排出量を実質的にゼロにしていく方向が打ち出されました。

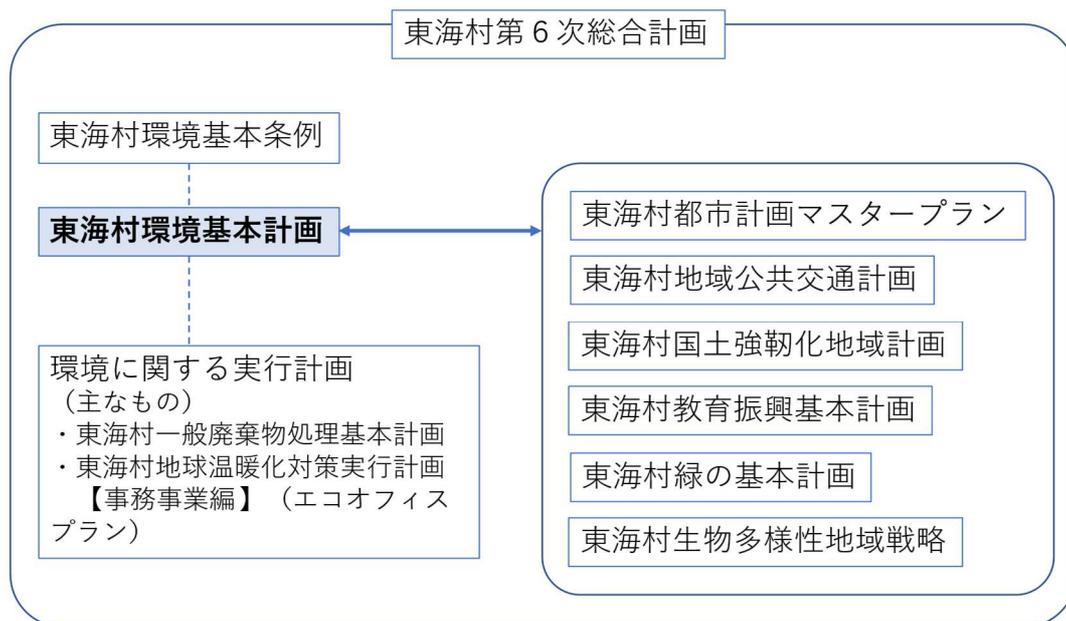
このことを受けて、日本政府も脱炭素（カーボンニュートラル）に向けて本格的に舵を取り始めており、基礎自治体の温暖化対策においても重大な政策課題になっています。

第3次計画では、こうした世界的な潮流をも踏まえ本村の環境施策の方向を定めることとします。

0-2. 環境基本計画の役割と位置づけ

環境基本計画は、環境施策を総合的かつ計画的に推進するための環境施策の基本方針であり、良好な環境の保全及び創造についての目標及び施策を具体的に示すものです。

第6次総合計画の目指す将来ビジョン“輝く SONZAI つながる TOKAI ~共に生き 共に育つ しなやかで活力あるまち~”を環境分野から実現するための個別計画として、環境に関わる施策についての基本的な方向を示し、環境に関わりを持つ諸計画との整合を図りながら推進するものです。同時に、第6次総合計画の各政策分野に対して、環境分野の重要な方針を提示する役割を持ちます。



0-3. 環境基本計画の対象範囲

第3次計画は、自然環境、都市環境、地球環境や身近な生活環境など、私たちを取り巻く環境全体を対象範囲とします。第2次計画で設定した「自然共生社会」「低炭素社会」「循環型社会」「生活環境」の4分野と、これらの基盤となる「持続可能な地域づくりを担う人材育成」を中心的なテーマとして取り組んでいきます。

分野	取り組み項目
自然共生社会	里地里山の保全，貴重な動植物の保護・保全，動植物の生息・生育空間の結びつきの確保，生きものとの共生，樹林地の維持・改善，まちなかの「みどり」の保全・創出，身近な水辺環境の保全・改善，湧水，地下水の保全，海浜の自然の保全
低炭素社会	ゼロカーボンシナリオの構築，家庭，事業所における省エネ・創エネ機器の普及，家庭における低炭素化の支援，事業活動における低炭素化の支援，役場の率先行動，車の賢い利用，自転車の活用，公共交通サービスの維持，住民の支えあいによる移動手段の仕組みづくり
循環型社会	エンカル消費の推進，家庭や事業所における資源の再利用，食品ロス対策，生ごみの減量化と利用の推進，循環型農業，地産地消の推進，資源リサイクル意識の向上や醸成，高齢者世帯のごみ分別・排出支援，紙ごみ分別の推進，資源回収拠点の整備，廃食油等の品質向上や用途の拡大
生活環境	食と水の安全確保，公害対策，不法投棄対策と環境美化，気候変動影響に関する予測情報の収集・共有と適応策の実践，良好な生活環境の形成，景観資源の保全と活用
人材育成	E S Dの推進，身近な「現場」 ¹ の活用，あらゆる場での環境学習の推進，地域人材の活用，人材・団体のネットワーク化

0-4. 環境基本計画の期間

第3次計画の期間は、令和3年度（2021年度）から令和7年度（2025年度）の5年間とします。

¹ 本計画における「現場」とは、保全配慮地区をはじめとする環境活動の拠点や各校が農業体験を実施している農地など環境学習を实践できる場所の他、地域人材を活用した校内外での学習機会を含む。

第1章

環境に関する現況と課題

1-1. 東海村の概況

本村は、茨城県央に位置し、日立市、那珂市、ひたちなか市と太平洋に接する 38 km²のまちです。久慈川と那珂川に挟まれた台地の東北端にあり、東側は緩やかに傾斜して砂丘を形成しています。松林で覆われた海岸の大部分は原子力事業者が管理していますが、北端の豊岡なぎさの森は公園として住民に親しまれています。

洪積層の台地には畑地と平地林が広がり、その中央部にJR東海駅を中心とした市街地が形成されています。久慈川沿いと真崎浦、細浦等の低地は沖積層で水田として利用されています。このように、狭い村域の中に水田・ため池・山林・原野・海浜など多様な自然環境があり、貴重な動植物の生息・生育地が残されていることが本村の特徴です。年間を通して温暖な気候は、農作物の生産に適しており、サツマイモを始め多品種が栽培されています。

水戸から日立にかけての工場地帯にあるという立地と併せ、自然の豊かさと福祉水準の高さから、村の人口は、令和3年現在3万7千人を超えています。しかし今後、本村の人口は減少に転じることが見込まれており、東海村人口ビジョン（令和2年3月改訂版）では、令和22年（2040年）から令和27年（2045年）の総人口を約3万6千人と展望しています。

そのため、平地林や農地の保全と適切な維持管理、コミュニティの維持・活性化、若者を含め多様な人材の活躍などがこれからの課題となります。また、特に公共交通がカバーしきれない郊外部において、高齢化に伴う交通弱者問題等が顕在化しつつあります。

1-2. 分野別環境施策の現況と課題

第2次計画（後期）では、4つの分野で136の施策・事業に取り組みました。複数の分野にまたがる重複事業を除くと、令和2年度までに目標を達成した事業は6割を超え、計画に定めた事業は概ね順調に実施されたと評価できます。

以下、分野ごとの現況と課題を整理します。¹

① 自然共生社会分野

- ◇ 「村民の森・保存樹木」の指定や「保全配慮地区」の選定により、里地・里山の面的保全が進展しています。「村民の森」の指定は計画的に進められ、平成23年度（2011年度）には180,146m²であったのが令和元年度（2019年度）には262,768m²に拡大しています。保全配慮地区の一部では、行政と地区住民、住民団体の協働による保全活動が実施されています。今後も協働による保全活動を進展させていくことが望まれます。
- ◇ 平成26年（2014年）3月に策定された「東海村生物多様性地域戦略」に基づき環境学習プログラムが策定され、小学校を中心に充実した学習活動が展開されています。中学校以降でも自然や環境全般に関する体系的・実践的な学習機会を継続していくことが必要です。

¹ 行頭が◇…第2次計画で進展したこと、方向性を維持・拡大するもの。

行頭が◆…今後取り組むべき課題

- ◆ 急速な宅地開発により、農地や樹林地の面積は減少傾向にあります。再生可能エネルギー（メガソーラー等）の用地として樹林地が利用されるケースもあり、開発と緑地保全のバランスが重要な課題となっています。
- ◆ 農地や樹林地のまとまった緑地を保全すると共に、公園や生垣、ビオトープなどを繋ぎ、“みどりの骨格”や水系のネットワークを形成することが重要です。
- ◆ 「東海村生物多様性地域戦略」では、50年後を目標として環境タイプごとの「未来のかたち」とその実現に向けた施策が整理されました。これらの施策のうち一部が自然共生社会分野の施策・事業として進捗管理の対象となってきました。しかし施策の実施時期が明示されていないものも多く、未着手・未検討の施策もあります。

② 低炭素社会分野

- ◇ 令和元年度（2019年度）の村全体の温室効果ガス排出量は、平成17年度（2005年度）比で22%の削減となっており、25%削減を掲げた第2次計画の目標達成に近い水準で進展しています。家庭における省エネルギーや太陽光発電システムなどの導入支援、エコカー等に関する普及啓発に注力してきた成果の表れです。
- ◇ 行政の温室効果ガス排出量は、令和3年度（2021年度）までに平成17年度（2005年度）比で2.3%の削減を目標としていましたが、令和元年度（2019年度）には6.0%の削減となり前倒しで達成しました。照明のLED化、空調機器や公用車の更新と、「しごとの仕方改革」による業務の効率化によるものです。
- ◆ 一方で、事業者に対する取り組みは十分に実施できませんでした。
- ◆ 平成27年度（2015年度）には一部の民営バス路線が復活し、デマンドタクシーも多くの住民に利用されており、公共交通サービスは充実してきています。一方で、路線バスやデマンドタクシーでカバーしきれない「地域の足」の必要性が高まっています。
- ◆ 今後は、国際的潮流としても求められている「2050年カーボンニュートラル」に向けた具体策を立案していく必要があります。意識・知識・行動がリンクするような普及啓発と併せて、一般住宅や事業所の省エネ改修、エネルギー源の選択など、より村民生活や事業活動に踏み込んだ検討が必要になります。

③ 循環型社会分野

- ◇ 高齢化に対応したごみ戸別収集や、子育て支援とリンクした村民会議による「ぐるぐる市」など、多様な世代のニーズを捉えた取り組みが行われています。
- ◇ 各小学校では農業体験が継続されており、住民団体による循環型農業の実証実験も実施されました。
- ◆ 平成24年度（2012年度）からひたちなか・東海クリーンセンターの供用が開始されており、このことにより最終処分量は大幅に減少しています。ごみ総排出量は、平成23年度（2011年度）の14,118tから平成30年度（2018年度）には13,486tと4.5%減少しており、1人1日当たり排出量も4.6%減少していますが、顕著な減少とは言えず、年度ごとに増減を繰り返しています。今後数年の人口は横ばいと見込まれることから、ごみ排出量の削減に向けた取り組みが求められます。

- ◆ 総資源化率は、平成 23 年度（2011 年度）の 23.4%から平成 30 年度（2018 年度）には 19.7%へ低下しています。資源回収量が減少していることが一つの要因であり、自治会などによる取り組みの活性化が必要です。
- ◆ 本分野については、食品ロスや海洋プラスチック問題など、近年メディアでも関連の話題が大きく取り上げられることもあり、社会的な関心が高まっています。こうした話題と本村の特徴である農業や食と結びつけて、生活や消費行動、事業活動の変容を促す好機であり、これに対応した取り組みが必要です。

④ 生活環境分野

- ◇ 大気・水質・騒音・振動・土壌等の環境状況に大きな変化はありません。
- ◇ 環境学習プログラム、エンジョイ・サマースクールやエコいっぱい運動などの子どもを対象とした環境学習の機会が充実しています。大人向けにはエコライフチャレンジ、環境学習講座などがあり、全世代が参加する環境フェスタの参加者数は増加傾向にあります。
- ◆ 住民が参加するクリーン作戦が継続され、ボランティア不法投棄等監視員も増加していることもあり、不法投棄は減少しています。しかし、幹線道路や農地近くの道路沿いなどで不法投棄の被害を受けており、対策を継続することが必要です。
- ◆ 「まち・ひと・しごと創生総合戦略（第 2 期）」では、先行プロジェクトの 1 番目に「自家用車がなくても移動（生活）できるまちづくり」が位置づけられています。低炭素化の観点から自転車利用を促進することと併せ、高齢化の進展を見据えて Maas 運営の仕組みを構築することが重要な課題となります。
- ◆ 子どもの遊び場の管理や沿道緑化、資源物集団回収など環境保全のためのさまざまな取り組みにおいて地区自治会が力を発揮していますが、自治会加入率が伸び悩んでおり、構成世帯の高齢化も懸念材料となっています。
- ◆ 環境学習については、中学校も含め子どもから大人まで連続性を持たせると共に、地域で活動してきた人材を活かして次世代の育成を図ることが必要です。
- ◆ 気候変動の影響予測によれば、現在のような温室効果ガスの排出状況が継続する場合、2050 年頃には年平均気温が 2～3℃上昇、熱中症患者搬送者数は 2～3 倍、熱ストレスによる死亡者数は 1～3 倍などの結果が出ています。特に高齢者の生活や児童生徒の体育・野外活動などにおけるリスクの増大が懸念されます。より長期的（今世紀末）にはコメの品質低下、高気温の長期化なども予測されており、気候が変わることを前提にした暮らし・コミュニティや産業のあり方について、多様な関係者が参加した情報共有・検討の場づくりが必要です。

第2章

めざす環境のすがた

2-1. 理念

自然豊かな環境を 一人ひとりが力を合わせて守り育て
ライフスタイルを見直し 持続可能な社会を足元から実現する

第2次計画で設定された環境基本計画の理念は、長期にわたり環境と共存していくための本村の環境政策の基本的姿勢として堅持すべきものです。ここに、SDGsや地域循環共生圏の考え方も反映し、本村のみならず世界全体の持続可能性を高めることに貢献したいとの思いを加え、第3次計画の理念を設定しました。

第2次計画では、この理念に次の「メッセージが込められている」としていましたが、これはすなわち本村が目指す「持続可能な社会」のすがたでもあります。

【東海村が目指す「持続可能な社会」のすがた】

■「東海村らしさ」を残し、後世に伝えていく

さわやかな空気、安心して飲める水、食物を育てる土の恩恵なくしては、人間の活動は成立しません。本村の恵み豊かな自然環境は、農業や暮らしなど人間の営みと直結しているという特徴があり、適切に利用しながら保全していくべきものです。私たちが先代から受け継いできた本村の良さを大切に、自然との関わり方を含めて未来に継承していきます。

■村民誰もが当事者である

本村に在住・在勤する人全てが、それぞれの立場で環境について考え、行動し続けること、そしてその一人ひとりが繋がり、さまざまな協働が生まれることで、誰ひとり取り残されることなく豊かな自然の恩恵を受けながら安心して暮らせることを目指します。そのために、本村や世界の現状と課題について一人ひとりが積極的に学ぶこと、自然の中で豊かな体験をすることとあわせ、課題解決力を養い、それを責任ある行動力へと繋げていくことに努めます。

■日常生活における豊かさの質が見直される

平成23年(2011年)3月11日の東日本大震災と福島第一原子力発電所の事故を受けて、私たちはエネルギーとの付き合い方に向き合う必要に迫られました。また令和2年(2020年)に世界中を混乱に陥れた新型コロナウイルス感染症の拡大は、暮らし方や働き方を急激に変化させることになりました。

こうした大きな危機を経て、経済的・物理的な豊かさだけでなく、身近な暮らしの中を充足させることの大切さが認識されるようになってきました。これまでに私たちが享受してきた物質的な「豊かさ」は、温室効果ガスの排出や、資源の大量消費と廃棄物の大量発生など、自然環境にマイナス影響を及ぼすことも多々あります。自然との共生、安全で安心な未来を構築していくための「豊かさ」について再考し、革新が進むエネルギーや情報通信などの技術を活用し

ながら、新しい時代に即した豊かさの質を創造していきます。

環境政策と関連する全ての行政の取り組みと住民・事業者の取り組みの中でこの理念を大切に、本村ならではの「持続可能な社会」の実現に向けた歩みを進めていきます。

2-2. 計画の体系と望ましい将来像

(1) 計画の体系

第3次計画では、第2次計画で中心的テーマとした「自然共生社会」「循環型社会」「低炭素社会」「生活環境」の4分野を引き継ぎ、さらに「持続可能な地域づくりを担う人材育成」を加えた5分野で取り組みを展開します。

「持続可能な地域づくりを担う人材育成」は他分野から独立したものではなく、4分野の取り組みを下支えする土台です。第2次計画で分野別施策に組み込まれていた環境学習や人材育成に関する項目を体系化することで、子どもから大人まで切れ目のない学習・体験の機会を創出すること、学び・体験、実践活動、知識・経験の伝承という「人材のサイクル」を生むことを意識します。



(2) 望ましい将来像

計画をバックキャスティング方式で策定するため、ワーキング委員会住民部会・事業者部会ではまず「望ましい将来像」として令和12年(2030年)頃に向けて目指したい方向性について意見を出し合い、その上で第3次計画の分野別目標について検討しました。

本計画期間の5年間で達成すべき水準は、望ましい将来像に向けた最初の一步であり、各分野に紐づく施策事業の目標設定の拠りどころとなるものです。住民・事業者ワーキングでの検討結果をもとに、ワーキング委員会庁内部会において行政の現状や村全体の政策の方向性とすり合わせ、本計画の分野別目標を設定しました。分野別目標は次章「具体的な環境施策」に記述します。

【分野別の望ましい将来像～2030年頃に向けて目指したい方向性～】

●自然共生社会

- ・豊かな自然が守られ、快適な住環境と両立している。
- ・残された樹林地が適切に管理され、住民に親しまれている。
- ・市街地の緑も含む「みどりの骨格」が形成されている。
- ・河川の上流～河口と海浜が一体的に整備され、水辺の親水空間や砂浜は住民に親しまれている。

●低炭素社会

- ・脱炭素社会へのシフトチェンジに向け、各部門での対策を最大限に実施する挑戦的な取り組みが進んでいる。
- ・自家用車に頼らなくても生活できるまちが形成されている。

●循環型社会

- ・有機性資源を活用する循環型ライフスタイルが実践されている。
- ・ワンウェイプラスチック製品の使用が抑制され、海ごみ・川ごみがなくなる。
- ・食品ロスを出さない仕組みや、資源物が確実に回収され利用される仕組みが構築されている。
- ・エシカル消費が根付き、環境・社会・地域に配慮した消費行動がとれるようになっている。

●生活環境

- ・気候変動を背景とする災害などに対する安心・安全と対応力が根付いている。
- ・村独自の自然景観が守られ、住民に親しまれている。

●持続可能な地域づくりを担う人材育成

- ・多くの住民が環境づくりに主体的な意識を持ち、多様な環境活動が村内の至るところで実践されている。
- ・若者が牽引する環境・まちづくり活動が多数展開されている。

コラム「SDGs」とは？

SDGsとは「Sustainable Development Goals（持続可能な開発目標）」の略称です。

2015年9月に開催された国連サミットにおいて、加盟国の全会一致で採択された「持続可能な開発のための2030アジェンダ」という文書に記載されています。2016年から2030年までに世界全体で達成を目指す目標で、17のゴール（目標）と169のターゲット（達成水準）から構成されています。17のゴールは次のとおりです。

1. 貧困をなくそう	No poverty
2. 飢餓をゼロに	Zero hunger
3. すべての人に健康と福祉を	Good health and well-being
4. 質の高い教育をみんなに	Quality education
5. ジェンダー平等を実現しよう	Gender equality
6. 安全な水とトイレを世界中に	Clean water and sanitation
7. エネルギーをみんなに そしてクリーンに	Affordable and clean energy
8. 働きがいも経済成長も	Decent work and economic growth
9. 産業と技術革新の基盤をつくろう	Industry, innovation, infrastructure
10. 人や国の不平等をなくそう	Reduced inequalities
11. 住み続けられるまちづくりを	Sustainable cities and communities
12. つくる責任 つかう責任	Responsible consumption, production
13. 気候変動に具体的な対策を	Climate action
14. 海の豊かさを守ろう	Life below water
15. 陸の豊かさも守ろう	Life on land
16. 平和と公正をすべての人に	Peace, justice and strong institutions
17. パートナリシップで目標を達成しよう	Partnerships for the goals

世界には貧困、食糧難や水不足など多くの課題がありますが、それらは先進国とされる我が国にも無関係ではありません。地球温暖化が進行すれば、異常気象などにより食糧難や水不足がさらに深刻になる国が出てきます。食糧の6割を海外からの輸入に頼る私たちの食生活にも大きな影響を与えます。

SDGsの各ゴールはそれぞれが関連しあっています。途上国・先進国の別なく、国も地方も、行政も民間も個人も、皆が自分事として捉え、持続可能な世界を実現するための行動を起こさなければなりません。



SDGs ロゴ
出典：国連広報センター

第3章

具体的な環境施策

3-1. 自然共生社会

【基本的な考え方】

田畑やため池を含む里地里山，平地林・斜面林などまとまりのある緑地，海岸林と砂浜といった多様な自然環境があることが本村の特徴です。この豊かな自然と共に人々の暮らしがあり，希少種を含むさまざまな生物が生息している，このこと自体に大きな価値があります。土地所有者や近隣住民が関わり適切に手をかけながら守っていかなければなりません。

近年は宅地開発などの影響で農地や樹林地が減少する傾向にあります。人間を含む生きものの「営みの場」としての自然環境を守ることと宅地開発のバランスが重要です。農地や樹林地がまちなかの緑で繋がることで，生物の生息・生育域を確保し，人々の生活の身近なところに緑の存在・緑との触れ合いを増やすことが求められます。

また，クロマツ類を主とする海岸林とその先に広がる砂浜も，本村の自然環境を形成する要素の一つです。美しい景観やアクティビティを楽しむ場として，スカシユリやハマボウフウ，キノコ類など貴重な海浜植物の生育地として，改めて海岸の生態系の重要性を考えます。

<5年後の到達目標>

- ・ 私有地の樹林地に対する管理方針が明確になり，所有者及び近隣住民と共有されている。
- ・ まちなかの至るところで「みどり」をつくる活動が実施されている。
- ・ 河川・湧水・ため池などの身近な水辺環境で住民参加による保全活動が実践され，利用者のモラルが向上し安全な親水空間が生まれている。
- ・ 海浜植物に対する理解が深まり，保全活動が実施されている。

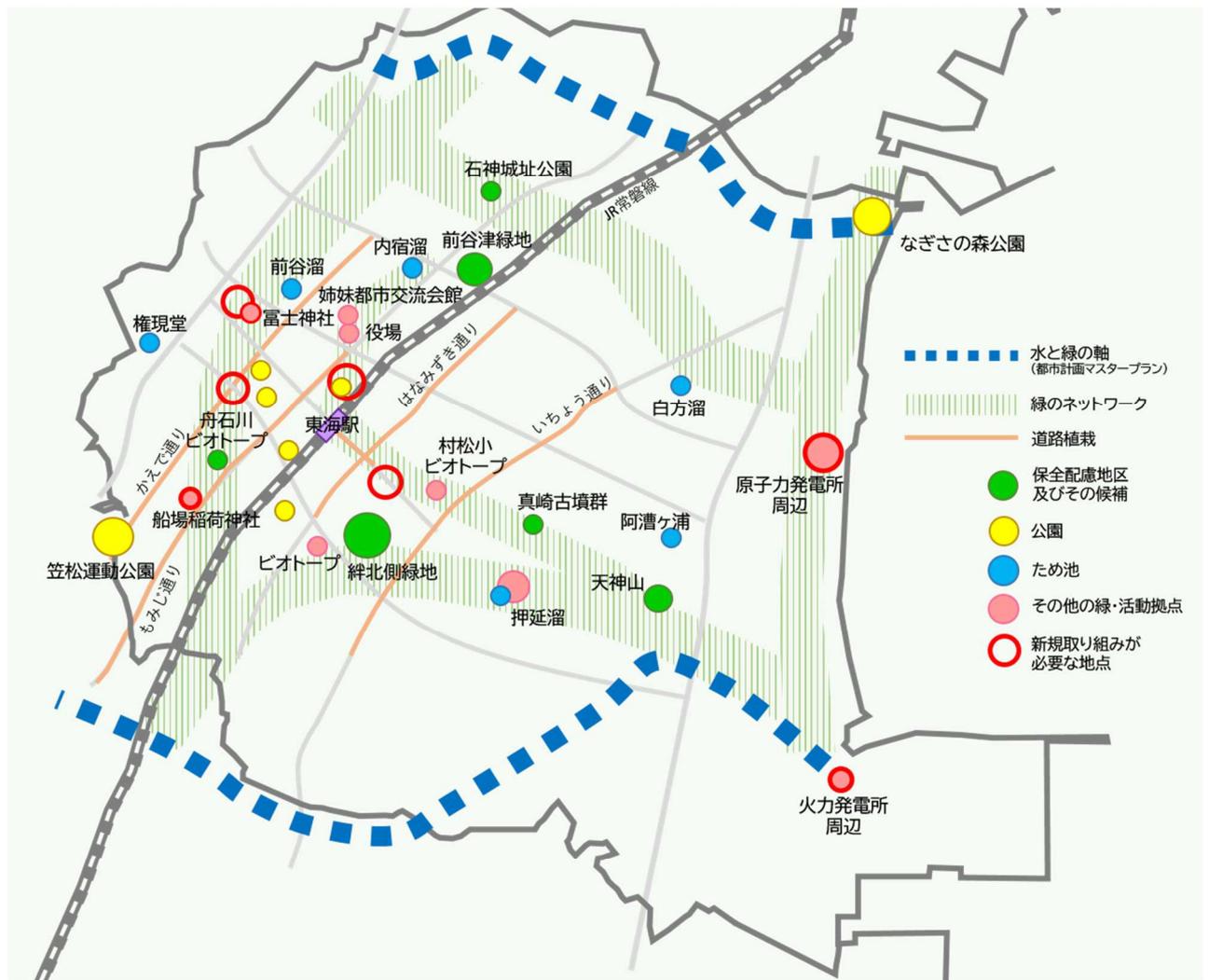
シンボル指標	現況	目標
緑地率（樹林地・農地）	36% (令和元年度)	現状維持
緑のネットワーク※の形成に 貢献する保全地点数	22 か所 (令和2年度)	30 か所

※「緑のネットワーク」の考え方

本計画で言う「緑のネットワーク」は，まとまりのある緑（＝中核となる緑地・結合点となる緑）とそれらを繋ぐ田・畑を含む緑から成る軸です。

緑のネットワークの中核となる緑地には，都市計画マスタープランの将来都市構造図における「水と緑の軸」が含まれています。良好な生活環境を創出することとの関連が深いため，開発行為における自然環境への配慮については「生活環境分野」の施策として位置づけ，緑のネットワークを適切に守っていきます。

《 緑の都市像 》



大項目	中項目
1 生物多様性の保全・再生	1 里地里山の保全
	2 貴重な動植物の保護・保全
	3 動植物の生息・生育空間の結びつきの確保
	4 生きものとの共生
2 みどりの保全とネットワーク形成	1 樹林地の維持・改善
	2 まちなかの「みどり」の保全・創出
3 水環境の保全	1 河川, 用水, ため池などの環境の保全・改善
	2 湧水, 地下水の保全
	3 海浜の自然の保全

大項目1 生物多様性の保全・再生

【現状と課題】

- 「保全配慮地区」として現在5地点が選定され、この一部で住民グループと近隣住民、行政の協働による保全活動が実施されています。生物多様性保全の拠点として重要な地点を確実に指定し、多くの住民が関わる活動を根付かせることが重要です。
- 宅地化による農地・樹林地の減少が進む中、生物の生息空間の連続性を確保するための「緑のネットワーク」を形成することが必要です。
- 村内に生息・生育する貴重な動植物、外来生物、ペットの適正な飼育に関する情報を住民に届け、生物多様性の保全・再生に向けた取り組みへの関心や活動意欲を高める必要があります。

中項目	施策の方向性	関連のSDGs※
1 里地里山の保全	「絆」北側緑地を保全配慮地区として指定します。 保全配慮地区において、住民等との協働による里地里山の保全活動を進めます。	 
2 貴重な動植物の保護・保全	村内に生息・生育する貴重な動植物に関する情報を発信します。 村内の団体等が実施する動植物保護活動等を支援し、住民の参加を促進します。	  
3 動植物の生息・生育空間の結びつきの確保	住民や子どもたちの環境学習の場となるよう、ビオトープの整備を進めます。 保全配慮地区を中心とするビオトープ・ネットワークの拠点でホタルやトンボなどの生息調査を実施します。	 
4 生きものとの共生	ペットの適正飼育の啓発や飼い主のモラル向上を図ると共に、命の大切さを感じられる動物とのふれあいの機会を創出します。 村内の団体による外来種の除去活動を支援しながら、状況を注視し適切に対応していきます。	

※ SDGs17ゴールのうち、当該施策によって進展することが期待されるものを示します。各ゴール番号の内容については13ページに記載しています。

大項目2 みどりの保全とネットワーク形成

【現状と課題】

- この20年ほどの間に、農地と森林を合わせた「みどり」の割合が1割以上減少しています。
- 樹林地を残し、緑のネットワークの拠点として生かすことは、生物多様性の確保や景観保全上の重要な課題です。民有地の樹林地については、所有者が適切に維持管理できるよう、情報や人手を支援する仕組みが必要です。
- 住宅地や市街地の中でも、公園や生垣、ガーデニングなど緑化の取り組みを進め「みどり」を点在させることで、平地林・斜面林や海岸林といった樹林帯との一体感を持たせ、自然の豊かさを感じられるまちづくりにつなげます。

中項目	施策の方向性	関連のSDGs
1 樹林地の維持・改善	「村民の森」の指定などにより、所有者による樹林地の適切な管理を促進します。 樹林地の所有者に対する管理手法の情報提供や、村内団体等とのマッチングなど、樹林地の維持管理を支える仕組みづくりを検討します。	 
2 まちなかの「みどり」の保全・創出	生垣設置に対する支援等を通じて、特に「緑のネットワーク」上に当たる住宅地や民有地における緑化を推進します。 新たに公園を整備する際には自治会の意見を聞き、既存の地形、表層土、樹木を活かすよう配慮します。	 

大項目3 水環境の保全

【現状と課題】

- 河川、用水、ため池など身近な水辺は、原則として各管理者により環境が維持されていますが、近隣住民などがその保全活動に参加する動きも見られます。水辺環境の適切な保全は生態系や景観、防災の観点からも必要なことであり、近隣住民も関心を寄せてともに守っていく体制を作ることが重要です。
- 村内には湧水が確認できる箇所が複数あり、これまで住民団体などにより状況確認が行われてきました。湧水は災害時の生活用水として活用できることもあり、湧出量を維持するための雨水の地下浸透や湧水地点周辺の環境整備に配慮していく必要があります。
- 本村の東側には海岸があり、貴重な海浜植物の生育地となっています。白砂青松の懐かしい景観が広がっていますが、大部分が原子力事業者等の管理下にあり、特に若い世代の住民が海辺に親しむ機会がありません。貴重な動植物の保護や清掃活動などをきっかけに、海岸の自然環境に対する関心を高め、海との繋がりを実感できる場や機会を作ることが求められます。

中項目	施策の方向性	関連の SDGs
1 河川，用水，ため池などの環境の保全・改善	村内の団体等が実施する，生態系や景観などに配慮した水辺環境の保全活動を支援します。	  
2 湧水，地下水の保全	村内の団体等が実施する湧水周辺の環境保全活動を支援します。	 
3 海岸の自然の保全	<p>なぎさの森公園の松林の保全，育成を図ります。</p> <p>村内の団体等が実施する海岸の保全活動を支援し，住民の参加を促進します。</p> <p>関係各所と共に海岸の自然環境に関する情報の収集を図ります。</p>	   

3-2. 低炭素社会

【基本的な考え方】

現在「2050年カーボンニュートラル¹」に向けて、国内外の政策が大きく変化しています。温室効果ガスの排出量は国全体のエネルギー消費量やエネルギーミックスの変化に大きく影響されますが、本村としてもエネルギー利用の効率化と再生可能エネルギーの活用に最大限取り組むことで、脱炭素社会の構築に地域から貢献していきます。

温室効果ガス排出の実態からは、民生家庭部門と民生業務部門（店舗、事務所など）における対策の強化が必要であることがわかります。各主体が効果的な取り組み手法を理解し、各自の条件に応じて行動を選択し、継続して実践できるよう、ポイントを絞った普及啓発が必要です。

また、国内全体でガソリン車から低炭素車（電気自動車、燃料電池車など）への切り替えが進んでいますが、急速充電設備などのインフラ整備が未発達な本村では、当面の間は「車の賢い利用」の徹底と、自家用車に頼らなくても生活できる地域社会づくりを両輪で進めていかなくてはなりません。

<5年後の到達目標>

- ・ 2050年ゼロカーボンシティに向けた戦略が設定されている。
- ・ 事業所屋根や遊休地を活用した太陽光発電の設置が進む。
- ・ 一般家庭では電気の自給自足や発電方式を考慮した電力会社への切り替えが進む。
- ・ 知識と行動が結びつく効果的な学習・普及啓発により、住民の低炭素型ライフスタイル・事業者における低炭素型ビジネススタイルが進展する。
- ・ 公共交通サービスのほか、住民の支えあいによる移動手段の仕組みが生まれている。
- ・ エコドライブが根付き、ガソリン車から低炭素車への移行が進む。

シンボル指標	現況	目標
村内の温室効果ガス排出量	279.8千t (平成29年度)	214.8千t
住民・事業者の低炭素化行動の実施率	—	住民 省エネ 90% エコドライブ 50% 事業者 環境マネジメント システム導入 35%

¹ 「カーボンニュートラル」は、二酸化炭素の排出量と吸収量がプラスマイナスゼロの状態になることを言います。令和2年（2020年）10月26日の臨時国会において菅総理が「2050年カーボンニュートラル、脱炭素社会の実現を目指す」ことを宣言しました。この背景には、IPCC（国連気候変動に関する政府間パネル）の「1.5°C特別報告書」において「気温上昇を2°Cよりリスクの低い1.5°Cに抑えるためには、二酸化炭素の実質排出量を2030年までに2010年と比べて45%削減し、2050年までにゼロにすることが必要」と指摘されていることがあります。

《CO₂排出量目標の設定について》

本村の産業や人口の変化と、国が計画するエネルギーミックス（どのエネルギー源をどのような割合で用いるか）の達成により、CO₂排出量はある程度減少していくことが見込まれます。しかし、それだけでは「2050年カーボンニュートラル」の必要な削減に至りません。

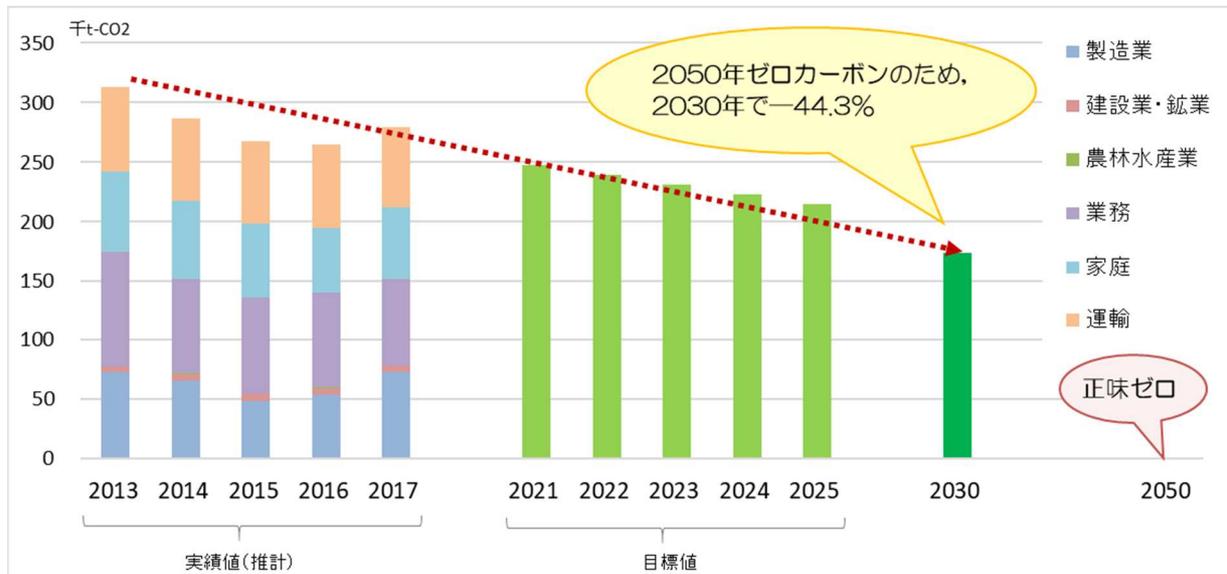
部門ごとに取りうる対策を最大限に実行することを想定して 2030年の目標を設定し、そこから逆算して第3次計画における目標を定めました。

2030年頃までに、部門ごとに次のような対策を実現することを前提としています。

製造業	FEMS（工場のエネルギーマネジメントシステム）の導入とエネルギー管理 建築物の省エネ化（省エネ基準適合） 高効率空調・産業ヒートポンプ・産業用の高効率照明・低炭素工業炉・産業用の高効率なモータ・高性能ボイラー・コージェネレーションの導入 業種ごとの省エネプロセス技術の導入 他
鉱業・ 建設業	ハイブリッド建機の利用 他
農業	施設園芸における省エネ型加温機器（ヒートポンプ・木質バイオマス・多段式サーモ）の利用，循環扇・カーテン設置 省エネ農機の利用（穀物遠赤外線乾燥機，高速代かき機） 他
店舗・ 事務所	BEMS（ビルのエネルギーマネジメントシステム）の活用，省エネ診断等を通じた徹底的なエネルギー管理の実施 高効率給湯器，高効率照明の導入，冷凍空調機器における適切な管理方法の定着 トプランナー機器の導入，ZEB（ゼロエネルギービル）の導入 他
一般家庭	HEMS（住宅のエネルギーマネジメントシステム）・スマートメーターを利用した家庭部門における徹底的なエネルギー管理の実施 トプランナー機器の導入，高効率給湯器，高効率照明の導入 住宅の省エネ化（省エネ基準適合），ZEH（ゼロエネルギーハウス）の導入 エネルギーの面的利用の拡大 他
自動車	次世代自動車の普及，燃費改善 公共交通機関及び自転車の利用促進 トラック輸送の効率化，共同輸配送の推進 他

参考：環境省「地球温暖化対策計画における対策の削減量の根拠」ほか

表にまとめた対策やその他の対策を徹底して実践していくことにより、2030年には2013年の排出量から44.3%削減することを目指します。この目標に向かって毎年等分で削減すると仮定すれば、第3次計画の目標は214.8千tとなります。



2030年目標と「2050年カーボンニュートラル」の間には、それでも大きな乖離があります。2030年に向けて着実かつ大胆に対策を進めながら、カーボンニュートラルを実現するための社会構造の大転換に向かっていく必要があります。

大項目	中項目
1 地域エネルギー政策	1 ゼロカーボンシナリオの構築
2 低炭素型ライフ／ビジネススタイルの推進	1 家庭，事業所における省エネ・創エネ機器の普及
	2 家庭における低炭素化の支援
	3 事業活動における低炭素化の支援
	4 役場の率先行動（東海村エコオフィスプランの推進）
3 交通の低炭素化	1 車の賢い利用
	2 自転車の活用
	3 公共交通サービスの維持
	4 住民の支えあいによる移動手段の仕組みづくり

大項目1 地域エネルギー政策

【現状と課題】

- 「2050年カーボンニュートラル」に向けて国内外の地球温暖化対策が大きく動く中、本村も2020年（令和2年）7月に「廃棄物と環境を考える協議会」の構成自治体と共に「ゼロカーボンシティ¹」の共同表明をしました。
- 国の政策動向を踏まえつつ、村独自で実施できる「ゼロカーボンシティ」に向けた戦略を描くため、村内外の専門家やNGOとのネットワークを活用しながら取り組む必要があります。

中項目	施策の方向性	関連のSDGs
1 ゼロカーボンシナリオの構築	再生可能エネルギーの最大限の活用とエネルギーの効率的利用による東海村オリジナルの「2050年ゼロカーボン戦略」について、専門家やNGOの支援を受けながら検討します。	   

大項目2 低炭素型ライフ/ビジネススタイルの推進

【現状と課題】

- これまで、住宅向け太陽光発電設備の設置補助により太陽光発電の普及に取り組んできましたが、買取価格低下など制度上の変化や、また事業所屋根や遊休地が十分に活用されていないなどの課題もあり、制度の見直しが必要になっています。
- 家庭や事業者における取り組みとしては、省エネ行動の普及啓発だけでなく、建築物自体の省エネ性能を高めることや、高効率のエネルギー機器への切り替えを誘導していくことが重要です。具体的な対策手法や支援制度の情報を届けるなど、22ページの表に掲げた対策が各家庭・事業者で実践されるよう後押しする必要があります。
- マネジメントシステムやSDGs関連活動など事業活動の改善や社会貢献と結びつけた低炭素化の取り組み手法を発信していくことが必要です。
- 役場としても一事業所としての責務を果たし、低炭素化取り組みのモデル事業所として機能できるように、東海村環境マネジメントシステム（TEMS）及びエコオフィスプランの取り組みを高いレベルで継続していかなければなりません。

¹ 環境省では、2050年までに二酸化炭素の排出量を実質ゼロにすることを目指す地方自治体を「ゼロカーボンシティ」として広く発信し、全国の自治体へ表明を呼びかけています。（排出実質ゼロとは、二酸化炭素などの人為的な発生源による排出量と、森林等の吸収源による除去量との間の均衡を達成することです。）

中項目	施策の方向性	関連の SDGs
1 家庭、事業所における省エネ・創エネ機器の普及	家庭における太陽光発電システム等のさらに効果的な導入方法を検討します。 蓄電システムとして、EV利用などの普及促進を検討します。	  
2 家庭における低炭素化の支援	省エネ・創エネ型建築物の普及を促進します。	  
3 事業活動における低炭素化の支援	商工会などと連携し、事業者が利用可能な支援制度などに関する情報の発信等を通じて、事業所における低炭素化の取り組みを支援します。	   
4 役場の率先行動（東海村エコオフィスプランの推進）	村の事務事業における環境配慮を徹底します。公共施設の新築・増改築や設備更新の際には、エネルギー消費の少ない仕様を原則とし、可能な限り太陽光発電などの再生可能エネルギーを導入します。	   

大項目3 交通の低炭素化

【現状と課題】

- これまでエコドライブやエコカーについて住民へ向けた情報発信を重ねてきましたが、車両保有台数は増加傾向にあります。しかし、EVについては車両価格が高いことや急速充電器の配備が進まないことなどを背景として、顕著な増加には至っていません。自家用車の市場全体がEV中心になるまでの間は、引き続きエコドライブの推進、自転車や公共交通の利用促進に力を入れる必要があります。
- 自転車専用道や自転車レーンの敷設が難しい中、自転車が安全に走行できるための環境整備を自治会等との協議に基づき進めると共に、自転車の交通ルールやマナーを周知していくことなどを含め、自転車利用を促進していくことが必要です。
- 公共交通サービスとしては、民営のバス路線が復活するなど回復傾向にあり、今後も路線バスの利用拡大やデマンドタクシーの利便性向上に努める必要があります。しかし公共交通だけでは細やかな移動ニーズに対応しきれないことから、地区ごとに住民が主体となり移動手段を確保することを促し、支援していくことが重要です。

中項目	施策の方向性	関連の SDGs
1 車の賢い利用	エコドライブが二酸化炭素の排出削減だけでなく、安全運転にも繋がることを全村民へアピールします。 エコカーへの乗り換えについて啓発を行います。	  
2 自転車の活用	自転車の正しい乗り方やマナーについて啓発を行うと共に、自転車活用促進策を検討します。	  
3 公共交通サービスの維持	路線バス、デマンドタクシーを含め総合的に公共交通の維持・確保と利便性の向上を図ります。	  
4 住民の支えあいによる移動手段の仕組みづくり	地域ごとにオーダーメイドの移動手段を検討・整備できる環境づくりを進めます。	   

3-3. 循環型社会

【基本的な考え方】

一般廃棄物の処理についてはひたちなか市との広域化を進めており、これに伴い施設整備も進んでいます。

ごみ総排出量は減少傾向にあり、資源物の分別も多くの住民が協力して取り組んでいます。今後は「そもそもごみを出さない」暮らし方や事業活動のあり方に転換していくことが重要です。全国的にも関心が高まっているプラスチックごみ（海ごみ・川ごみ）や食品ロスへの対策としても、3Rのうちの「リデュース」をより強化していくことが求められます。そのためには住民一人ひとりの関心を高めると共に、事業者と連携して売り方・買い方を変えていくことや、ごみ問題だけでなく広く社会の課題を意識した「エシカル消費¹」を村全体で推進していくことが必要です。

さらに、家庭におけるバイオマス資源の循環利用を現在のライフスタイルに合った形で提案していくことも、暮らしのそばに農業がある本村としては大切なテーマです。自然と人、地域にやさしい買い方、暮らし方ができるまちを目指して、取り組みを進めていきます。

<5年後の到達目標>

- ・ 海ごみ・川ごみ対策が進展し、多くの住民が関心を持って関わっている。
- ・ 事業者と連携した食品ロス対策や資源回収の仕組みが構築されている。
- ・ 各家庭や地区単位でのバイオマス資源を活用した家庭菜園やガーデニングが実践されている。
- ・ エシカル消費に関する教育が実践され、事業者での取り組みも広がっている。

シンボル指標	現況	目標
ごみ総排出量	13,057 t (令和元年度)	△2%
エシカル消費行動の実施率	—	75%

¹ エシカル（倫理的な）消費とは、人や社会、環境に配慮した消費行動のことです。使用後にごみが少ない商品やリサイクル素材の商品、製造時に環境負荷の少ない商品を選ぶことの他、労働搾取や児童労働によらない商品を選ぶことなども含まれます。フェアトレードやオーガニック、地産地消、伝統工芸なども含む幅広い考え方です。

大項目	中項目
1 ごみを出さない暮らしへの転換	1 エシカル消費の推進
	2 家庭や事業所における資源の再利用
	3 食品ロス対策
2 循環型ライフスタイルの推進	1 生ごみの減量化と利用の推進
	2 循環型農業，地産地消の推進
3 資源循環システムの向上	1 資源リサイクル意識の向上や醸成
	2 高齢者世帯のごみ分別・排出支援
	3 紙ごみ分別の推進
	4 資源回収拠点の整備
	5 廃食油等の品質向上や用途の拡大

大項目1 ごみを出さない暮らしへの転換

【現状と課題】

- 住民の分別への意識は高く、ごみ総排出量も減少傾向にあります。今後は「出たごみを適正に資源化・処分する」ことから「ごみを出さない」意識と仕組みが必要です。ごみが少ないことを含め、環境や社会に負の影響をもたらさない商品を選択する「エシカル消費」が当たり前になることを目指して、住民の意識醸成と事業者の取り組み支援を両輪で進めていくことが重要です。
- リサイクルプラザの閉館に伴い、リユース品の取扱いの一部が清掃センターに引き継がれています。この仕組みを活用すると共に、村内団体が実施するリユースの取り組みを拡充できるよう、役割分担と支援が必要です。
- 事業者に対してはこれまでも廃棄物の適正な排出について指導してきましたが、今後は廃棄物の発生を極力減らすための工夫や、資源化を拡大する方策についても情報提供し、事業系ごみのリデュース・リユースに向けた働きかけを強化する必要があります。

中項目	施策の方向性	関連の SDGs
1 エシカル消費の推進	エシカル消費についての情報発信を強化し、消費行動の転換を図ります。 消費者に対し食品表示に関する情報提供に努めます。 環境にやさしい小売店（エコ・ショップ）の育成を継続します。	
2 家庭や事業所における資源の再利用	清掃センターでのリユース事業の活用を図ると共に、村内団体によるリユース活動を支援します。 事業系ごみのリデュース・リユースについての情報発信や排出指導を行います。	  
3 食品ロス対策	事業者と連携した食品ロス対策の広報を行うと共に、村内団体による食品ロス対策活動を支援します。	 

大項目2 循環型ライフスタイルの推進

【現状と課題】

- 村内で生ごみを収集し大規模なエネルギー利用や堆肥化を行うことは、さまざまな制約から困難であることが分かりました。生ごみの循環利用は、各家庭のライフスタイルに合わせて無理なく継続することを支援する必要があります。
- 家庭での生ごみ循環利用と併せて、地元の農業への関心を高め地産地消を推進していく取り組みも引き続き重要です。積極的に村内や近隣農産物を使用している学校給食の情報発信を通じて継続していきます。

中項目	施策の方向性	関連の SDGs
1 生ごみの減量化と利用の推進	生ごみ処理機の設置補助などにより、家庭における生ごみ循環利用を促進します。	
2 循環型農業，地産地消の推進	学校給食における村内や近隣農産物の使用状況を公表し、地産地消への関心の喚起に努めます。	 

大項目3 資源循環システムの向上

【現状と課題】

- ごみ総排出量が減少している一方、総資源化率は低下しています。資源回収活動の担い手が減っていることや、事業者が設置するリサイクルボックスの利用が増えていることが要因と考えられます。重要なのは資源が確実に回収されリサイクルされることであり、実態の把握と地区の取り組みを支援することが必要です。
- 高齢化率が上がる中、戸別収集のニーズも高まっています。必要な方を確実に支援できるよう、福祉部門との連携を深めていくことが必要です。
- ごみの分別は進んでいますが、燃えるごみの中には資源化できる紙類が多く混入しています。総資源化率の向上のためには、紙ごみの分別と資源化を促進することが必要です。
- ごみ集積所は住民の協力によって維持管理されていますが、一部で従来の利用・管理方式が住民の生活実態に合わなくなるケースが見られます。こうした状況を地区の関係者間で共有し、対策を取っていく必要があります。
- 廃食用油の回収量を拡大することが資源循環と低炭素化、歳入増にも繋がるため、回収量と品質向上のための工夫をしていきます。

中項目	施策の方向性	関連の SDGs
1 資源リサイクル意識の向上や醸成	再生資源分別回収制度の活用を呼びかけ、地区での資源回収活動を促進します。 回覧板や広報誌に加え、SNSやイベントを活用した情報発信を強化し、資源回収の向上を図ります。 地域ボランティア活動などで発生した剪定枝葉や草の活用方法を検討します。	 
2 高齢者世帯のごみ分別・排出支援	関係機関との連携により、高齢者世帯の戸別収集を実施します。	 
3 紙ごみ分別の推進	住民・事業者に対して、紙ごみの分別に関する呼びかけを強化します。更に、事業者向けには効果的な資源化方法の情報提供をします。	
4 資源回収拠点の整備	地区と情報共有しながらごみ集積所の適正な維持管理を継続し、必要に応じて管理手法の変更を検討します。	 
5 廃食油等の品質向上や用途の拡大	家庭や公共施設等から出る廃食油の回収を継続し、よりよい回収方法について検討します。	 

3-4. 生活環境

【基本的な考え方】

豊かな自然環境を基盤として、将来にわたって全ての住民が安心して快適な生活を続けられることが、持続可能な地域の必須要件です。

安心な暮らしの前提として、公害や環境汚染、食と水の汚染がないことが求められます。不法投棄などがなく、海岸や樹林帯などの自然と田園など人々の営みが織りなす美しい景観が守られていることは、快適な暮らしと地域への愛着に繋がります。

近年では気候変動(地球温暖化)を背景とする気象災害の激甚化や健康への影響が生じており、気候の変化に合わせて暮らし方・働き方や災害への備えも変えていかざるを得ません。まずは新たな危機に対して情報の感度を高め対策していくことの重要性を、住民・事業者・行政で共有します。

<5年後の到達目標>

- ・ 公害や環境汚染、不法投棄がなく、食と水の安全が守られている。
- ・ 気候変動を背景とする災害などに対する理解・備えが進んでいる。
- ・ 田園や海岸などの自然景観に対する住民の関心が高まり、保全・活用の取り組みが行われている。

シンボル指標	現況	目標
不法投棄の重量 (公共用地)	1.7 t (令和元年度)	△2%
気候変動適応策の認知度	—	60%

大項目	中項目
1 快適で安全な暮らしの担保	1 食と水の安全確保
	2 公害対策
	3 不法投棄対策と環境美化
2 気候変動への適応	1 気候変動影響に関する情報の収集・共有と適応策の実践
3 東海村らしさの継承	1 良好な生活環境の形成
	2 景観資源の保全と活用

大項目1 快適で安全な暮らしの担保

【現状と課題】

- 近年の環境調査では突出して環境基準を超えるものはなく、汚染のない安定した状況が続いています。村内の環境状態についてモニタリングを怠らず、何らかの変化が生じた際に速やかに原因を追究し対応する体制を維持することが肝要です。
- クリーン作戦や監視の成果で不法投棄ごみとして回収される量は減っていますが、未だ道路沿いの農地などに悪質な状況が見られます。監視体制の充実を図るなど、粘り強く対策を進めていく必要があります。

中項目	施策の方向性	関連のSDGs
1 食と水の安全確保	<p>原水の定期的な検査により、水道水の安全性を確保します。</p> <p>家庭雑排水の水質浄化に向けた意識啓発を図ります。</p> <p>食品等の放射性物質濃度の検査及び情報公開の仕組みを維持します。</p>	 
2 公害対策	<p>大気・水質・騒音・振動・ダイオキシン類など、村内の環境について継続して環境調査・監視を行うと共に、生活公害を防止するためのマナー啓発を実施します。</p>	
3 不法投棄対策と環境美化	<p>村内団体と協働した村内一斉クリーン作戦を継続し、多くの住民の参加を図ります。</p> <p>久慈川クリーン作戦を継続し、安全な水辺環境の保全を図ります。</p> <p>ボランティア不法投棄等監視員制度の充実を図り、不法投棄をさせない環境づくりをします。</p> <p>近隣住民等との協働で道路沿道の美化に取り組みます。</p>	   

大項目2 気候変動への適応

【現状と課題】

- 厳しい温暖化対策を取らなかった場合、本村周辺の地域では 2050 年頃には年平均気温が2～3℃上昇すると予測されており、特に高齢者の生活や児童生徒の体育・野外活動などにおける健康リスクの増大が懸念されます。今世紀末にはコメの品質低下、高気温の長期化なども予測されています。
- 気候変動に関する情報を収集し、多様な関係者が参加して気候が変わることを前提にした暮らし・コミュニティや産業のあり方について情報共有・検討する場を作ると共に、住民や事業者の適応行動を促すことが必要です。

中項目	施策の方向性	関連の SDGs
1 気候変動影響に関する情報の収集・共有と適応策の実践	気候変動の予測に関する情報の収集・更新と関係機関との共有に努めると共に、住民や事業者への情報提供により変わりゆく状況への備えの意識を高め、適応策の実践を進めます。	  

大項目3 東海村らしさの継承

【現状と課題】

- 村の自然環境や景観の中核となる郊外部の農地や樹林地をできるだけ維持し、さらに市街地にも緑を点在させることで、暮らしの中で豊かな自然を感じることができます。開発に際しては「緑のネットワーク」を意識することが必要です。
- 自然共生社会分野の「里地里山の保全」「河川、用水、ため池などの環境の保全・改善」に関する取り組みも、農業と共にある本村特有の景観を形成する上で欠かせません。
- 「保全配慮地区」のうち真崎古墳群と石神城跡については、史跡として位置づけ保全が図られています。
- こうした取り組みを継続すると共に、住民が「東海村らしい」景観を改めて認識し、親しみや誇りを持てる機会を創出していくことが必要です。

中項目	施策の方向性	関連の SDGs
1 良好な生活環境の形成	「緑のネットワーク※」に配慮し、周辺の自然環境と調和した良好な生活環境の形成を促進します。	 
2 景観資源の保全と活用	東海村らしさを形成する地区を保全配慮地区に含めることを検討します。	 

※「緑のネットワーク」については16・17ページに記載

3-5. 持続可能な地域づくりを担う人材育成

【基本的な考え方】

身の回りの生活環境から自然環境、地球環境のことを考え、その保全・改善のための行動を主体的に取れる住民が多いほど、本村の豊かな環境は将来にしっかり引き継がれると考えられます。現在、村内ではすべての小学校が環境学習に取り組み、その成果を発信しています。また、さまざまな団体や個人が、それぞれの得意分野や関心を活かしてさまざまな環境活動に取り組んでいます。環境に対する学びや活動が活発に行われていること自体が、本村の貴重な資源です。

SDGsについて目にする機会も増えており、持続可能な地域・世界について何らかの学びや行動をしたいと感じている住民や事業者が少しずつ増えていることが期待されます。学校教育においてもSDGsやESDが本格的に導入されるようになっており、これまで取り組んできた環境学習や環境活動をさらに発展させる好機と言えます。

これまで環境活動を担ってきた方々は高い専門性や豊富な経験を有しているため、その知識や経験を地域の中で広げていくことで環境への意識・知識や行動を底上げすることを目指します。村内のさまざまなところで環境学習や環境活動が行われ、絶えずさまざまな方が環境保全・改善に関わる、人材のサイクルが生まれることを目指して、多様な学習・活動の機会を創出します。

<5年後の到達目標>

- ・ 子どもから大人まで、学習段階や興味関心に応じて環境学習・体験ができる機会が創出されている。
- ・ 各分野で活躍する環境活動団体のネットワーク化が進む。
- ・ 学習・体験から環境活動にリンクする仕組みがあり、人材の流動化が進む。

シンボル指標	現況	目標
環境学習・体験活動の参加人数	1,684人 (令和元年度)	10,000人
環境活動関係団体・個人の登録数	5団体 (令和元年度)	15団体

大項目	中項目
1 学校での環境学習	1 ESDの推進
	2 身近な「現場」の活用
2 地域での環境学習	1 あらゆる場での環境学習の推進
	2 地域人材の活用
3 人材・団体のネットワーク化	1 人材・団体のネットワーク化

大項目1 学校での環境学習

【現状と課題】

- これまで学校教育では、主に総合的な学習の時間を活用して環境学習に取り組んできましたが、この時数が減少する一方、各教科の中で環境問題を含む持続可能性に関する学びが強化されることになりました。各学校においてE S Dを重視した教育の充実化を図り、本村の環境の特徴をしっかりと学べるよう支援していくことが必要です。
- 小学校各校では継続した環境学習が実施されていますが、中学校以降では環境に触れる直接的な機会が少ないのが現状です。学校の教育課程に合わせ、校外学習の機会や学習を支援できる地域人材の活用を促進することで、環境学習を定着させることを狙います。

中項目	施策の方向性	関連の SDGs
1 E S Dの推進	<p>E S Dの視点を取り入れた教育課程の充実を図ります。</p> <p>近隣住民と連携した農業体験学習を継続し、身近な地域の環境や農業への関心を高めます。</p> <p>「エコいっぱい運動」により、学校生活の中で省エネ・省資源などの環境配慮行動の意識付けをしていきます。</p> <p>子どもたちの環境学習の取り組みについて、SNS等を活用して発信し、子どもたちが自ら発表する機会を設定することで、学習へのモチベーションを高めます。</p>	
2 身近な「現場」の活用	<p>保全配慮地区を中心に貴重な動植物の保護、保全活動を実施するとともに、専門家の協力を得て環境学習プログラムの実践など継続的な取り組みを実施します。</p> <p>村内の団体等が実施する海岸の保全活動を支援し、住民の参加を促進します。（再掲）</p> <p>総合的な学習の時間などの機会を活用し、農業とのふれあいを推進します。</p> <p>小中学校の教育課程を意識した校外学習機会や地域人材の活用について、教育関係者と連携しながら推進します。</p>	

大項目2 地域での環境学習

【現状と課題】

- これまでもさまざまな場で環境に関する講座やキャンペーンが開かれ、住民の関心を高めることに大きな役割を果たしてきました。今後は、ターゲットごとに目的を絞って機会を作り、気づきから学びへ、学習（知識）から行動・選択へと繋げることをより意識した講座・キャンペーンを企画することが必要です。
- その際には、村外から専門家を講師として招くことも有効な場合がありますが、村内で活動している団体・個人が指導役となり、次の活動の担い手を育成することも重要です。学習や体験を経て関心を持った方の活動の場を作り、ベテランは次の活躍の場を持つことで、人材のサイクルを生むことを目指します。

中項目	施策の方向性	関連の SDGs
1 あらゆる場での環境学習の推進	<p>公民館主催講座において、SDGsを念頭に置いた系統的・計画的な講座を企画します。</p> <p>気軽に取り組める環境配慮行動のキャンペーン等を通じて、日常生活の中での環境活動を促します。</p> <p>親子が参加しやすい環境学習の場を提供し、環境学習への入口を広げます。</p> <p>家庭向けのエコ診断や中小事業所向けの省エネ診断など、家庭や事業所における取り組みをサポートする専門的知見を持った人材を育成します。</p>	
2 地域人材の活用	<p>村内での環境活動を牽引してきた人材が指導役となり、次の世代に知識や経験を伝えていく場や仕組みを作ります。</p> <p>村の歴史や文化に精通したガイド等のボランティアが、歴史とともに自然環境も伝えていけるよう、観光協会等の外部機関とも連携して推進します。</p> <p>人材活用は、村内の団体・個人だけでなく、行政界を越えて取り組みます。</p>	

大項目3 人材・団体のネットワーク化

【現状と課題】

- 地区の清掃・美化活動や資源回収など日常的な環境活動はもとより、災害発生時の相互支援など地域の支えあいの核として自治会の存在は大変重要です。特に転入者や若い世代が意義を感じて自治会に加入できるよう、各自治会とも連携した取り組みが必要です。
- 村内には教育や福祉などを主目的としながら、その一環で環境保全に繋がる活動を実施している団体も数多くあります。
- 村内で活動するさまざまな団体が、互いに情報を共有し参加しあったりすることで、それぞれの活動が活性化していく状態を作るため、まずは村内で活動する団体・個人の情報をできるだけ広く集めることが必要です。

中項目	施策の方向性	関連の SDGs
1 人材・団体のネットワーク化	<p>転入時に自治会の趣旨を説明し、広報やSNSで近隣住民の連帯の重要性を発信するなど、自治会への加入を促進します。</p> <p>環境活動に関わる村内外の多様な団体・人材が自らの活動を発信し、相互に交流する機会として、とうかい環境フェスタの開催を支援します。</p> <p>環境活動に関わる村内の団体・人材の他、福祉や生涯学習など各種地域活動で活躍する団体・人材の情報を集約し、相互に連携できる仕組みについて検討します。</p>	

第4章

進行管理

4-1. 推進体制

第3次計画に基づき村内の環境保全を進めていくためには、住民・事業者・行政がそれぞれの役割を担い、行動していくことが必要です。特に、三者がさまざまな形で連携・協力することで事業や活動の成果を高めるような取り組み方を重視します。これは、SDGs実施のための主要原則¹のうち「統合性」と「参画性」を反映したものです。「統合性」は複数の課題を同時に解決すること、「参画性」は多様な関係者が事業・活動に関わることであり、統合性や参画性の高い取り組みは、本村の持続可能な地域づくりに対するインパクトが大きいと考えられます。

計画の推進には次のような主体が関わります。

① 行政（担当課）

計画に位置づけられた各事業の主担当として、予算化と実施計画の設定、関連する他課及び住民・事業者等との調整、事業の実施（住民・事業者等との共同実施を含む）、実施結果の自己評価を行います。

環境政策課は、推進体制全体の事務局を担います。

② 住民・事業者

本計画において「住民・事業者ワーキングからの提案」（54 ページ）として挙げている項目を中心に、持続可能な地域づくりに関するさまざまな活動に取り組みます。一個人や事業者単体で実施するものの他、行政の事業のうち「重点取り組み」と位置づけられた事業について、行政と共同実施することもあります。

③ 計画推進委員会

住民と事業者で構成します。本計画に位置づけられた事業のうち主に「重点取り組み」を対象として、年度ごとの実施計画の設定と事業の実施結果に対する評価を行います。

④ 環境審議会

事業の実施結果に対して、委員それぞれの専門的知見と社会情勢等を踏まえて評価すると共に、計画全体の進捗について総合的に評価します。

¹ SDGs 実施のための主要原則・・・SDGs (Sustainable Development Goals) は、2015年9月に「国連持続可能な開発サミット」にて採択された2015年から2030年までの長期的な開発の指針。17のゴールと169のターゲットで構成されている（13ページに詳述）。政府は2016年12月にSDGs実施指針を策定し、SDGsの理念・原則から、SDGsへの取り組みを実施するための主要原則として「普遍性」「包摂性」「参画性」「統合性」「透明性と説明責任」を示している。

4-2. 目標設定

第3次計画の目標は、令和12年（2030年）頃に向けて目指したい「望ましい将来像」から、最初の一步として本計画期間の5年間で達成すべき水準を設定しました。計画の着実な進行を図るため、2種類の目標を設定して管理していきます。

【シンボル指標】

本計画期間5年間で到達すべき象徴的な目標として「シンボル指標」を設定します。

シンボル指標は分野ごとに設定し、各分野の施策の総合的な成果を象徴する代表的な指標です。可能な限り年度ごとの進捗を把握するようにしますが、データの特性や制約がある場合は、少なくとも5年後の第3次計画の達成度評価の際にデータ収集を行うこととします。

シンボル指標は、年度明けに環境審議会において状況を把握し評価します。

【事業目標】

村の施策・事業の結果を評価するため、「事業目標」を設定します。

事業目標は、各分野に位置づけられた個別の施策・事業の実施結果を表すものです。行政の取り組み又は行政と住民・事業者の共同実施の結果として、直接得られた効果を明らかにします。事業ごと・年度ごとに目標設定し、毎年度末に達成状況を評価します。

事業目標は、年度初めに行政（担当課）と計画推進委員会によって設定し、中間評価と年度評価を実施します。

個別の事業を実施して毎年度の事業目標が達成されていくことで、その総合的な成果としてシンボル指標、つまり各分野の環境状態の改善に繋がっていくという関係です。しかし、シンボル指標により各分野の環境状態が漏れなく評価できるわけではありません。事業目標の設定にあたっては、その事業が位置づけられている分野の「5年後の到達目標」を踏まえ、目標や取り組み方を計画する必要があります。

4-3. 進捗管理

計画の着実な進捗を図るため、以下の手順で管理します。

① 年度実施計画の作成

各担当課は、第3次計画の分野別「施策の方向性」に紐づく施策・事業について、年度ごとに実施する内容をまとめた「実施計画」を作成します。実施計画の作成にあたっては、本計画の目標を達成するために必要な取り組みを5年間で着実に遂行することを想定して、当年度の実施内容を検討します。

実施計画には、分野・大項目・中項目・施策の方向性と事業内容、担当課、当年度における具体的な事業実施内容、当年度の事業目標を記入します。

事務局（環境政策課）は、各担当課が作成した年度実施計画を取りまとめます。

《重点取り組みの設定》

第3次計画に位置付けられる事業のうち、特に重要性の高いものを「重点取り組み」として、住民・事業者がその実施や進捗評価に関わります。

重点取り組みは、以下2つの視点で抽出します。

A：統合性・参画性の評価

SDGsの考え方を反映するため、各事業の統合性と参画性を評価し、両項目の配点を掛け合わせた評価点が6点以上の事業を「重点取り組み」とします。

各項目の配点の考え方は以下のとおりです。

統合性

当該施策についてのみ成果が得られる → 1点

本計画の他分野にも成果が得られる → 2点（例：自然共生と生活環境など）

環境以外の政策課題（社会・経済）にも成果が得られる → 3点

（例：環境と地域交通など）

参画性

行政が実施する → 1点（審議会等に諮るものを含む）

行政以外の参加がある → 2点（行政の主催行事に住民が参加するなど）

行政以外が主体的に活動する → 3点（企画段階から住民団体等が主体で実施するなど）

B：村の施策全体に対する影響の評価

第6次総合計画及び本計画との関連が深い個別計画において、重点的に取り組むこととされている施策に該当する事業を「重点取り組み」とします。

重点取り組みは行政以外の主体が関わるが多いため、関係先と十分に協議した上で実施計画を作成します。また、計画推進委員会における目標設定、評価の対象とし、行政のみならず住民・事業者の視点も入れて計画・実施・評価・改善を図っていきます。

② 事業の実施（上半期）

各担当課は、①で作成した年度実施計画に基づき、事業を実施します。

③ 中間評価

各担当課は、事業ごとに4月から9月までの実施結果を取りまとめ、自己評価を行います。重点取り組みについては、担当課の自己評価に対して計画推進委員会が評価コメントを付します。

事務局（環境政策課）は、各担当課が作成した中間評価を取りまとめて計画推進委員会に諮り、計画推進委員会による評価コメントを各担当課にフィードバックします。

各担当課は、自己評価結果及び計画推進委員会による評価コメントを元に、必要に応じて当年度の下半期の取り組み方を改善し、翌年度事業の計画（予算要求を含む）を検討します。

④ 事業の実施（下半期）

各担当課は、①で作成した年度実施計画と③の評価結果に基づき、事業を実施します。

⑤ 事業実績の報告

各担当課は、年度明けに前年度実施計画に基づく事業の実績について整理します。実績報告には、前年度の事業実施結果、事業目標の達成状況、当年度事業の計画を記入します。

事務局（環境政策課）は各担当課が作成した実績報告を取りまとめ、計画推進委員会及び環境審議会に諮ります。

⑥ 年度評価

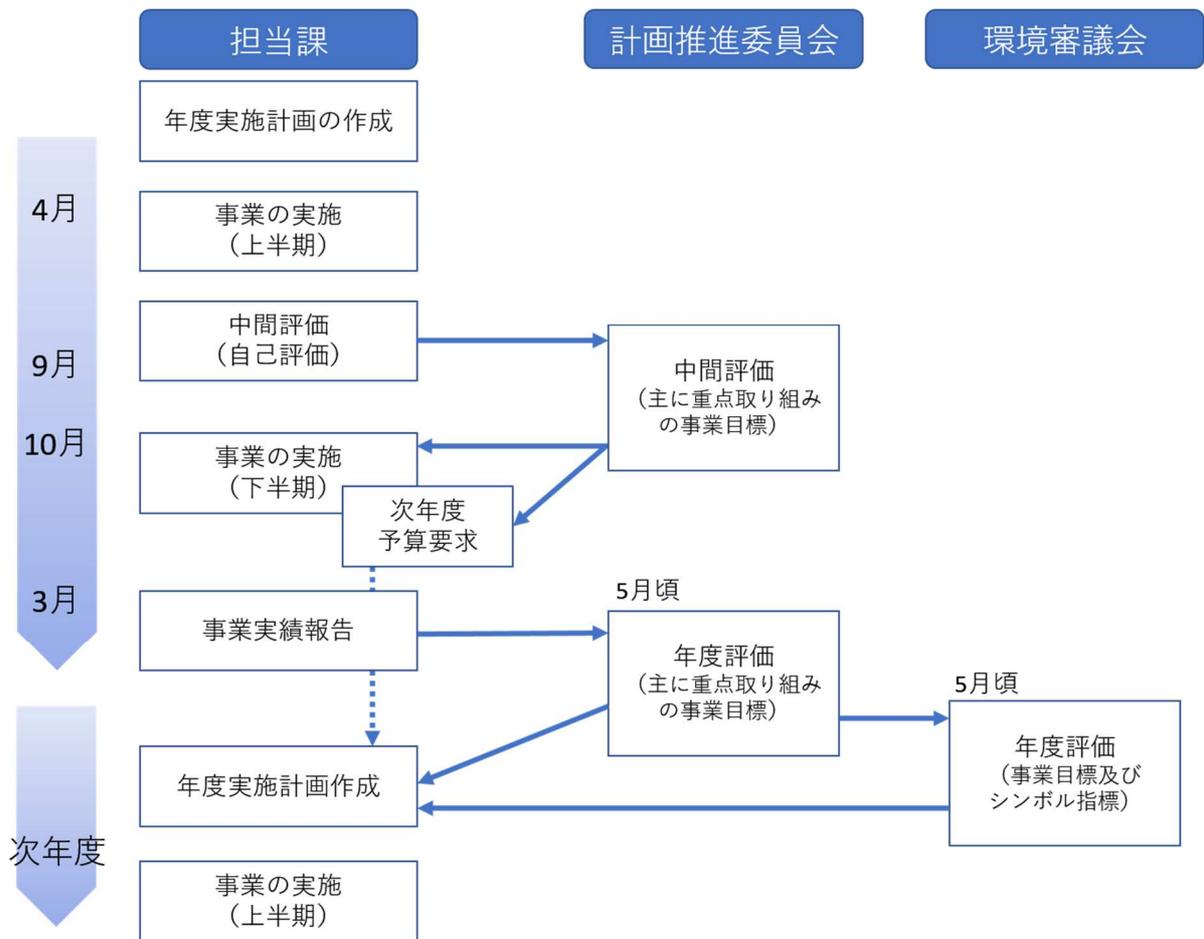
計画推進委員会及び環境審議会において、前年度実績報告を評価します。

事務局（環境政策課）は、評価結果を担当課にフィードバックし、各担当課は評価コメントを元に当年度実施計画を修正します。

⑦ 結果の公開

事務局（環境政策課）は、第3次計画に基づく主要な事業の実施状況やシンボル指標の状態、大気・水質・騒音・振動・ダイオキシン類など環境調査の結果などについて取りまとめ、公開します。

また事務局は、計画の進捗状況に関する住民等からの意見を受け付け、関係課などにこれを通知して施策・事業の改善に繋がります。



資料編

1. 東海村環境基本条例

平成12年3月24日

条例第27号

改正 平成15年9月26日条例第21号

(目的)

第1条 この条例は、良好な環境の保全及び創造について、基本理念を定め、並びに村、村民、事業者及び滞在者の責務を明らかにするとともに、環境の保全及び創造に関する施策の基本となる事項を定めることにより、その施策を総合的かつ計画的に推進し、もって現在及び将来の村民の健康で文化的な生活の確保に寄与するとともに人類の福祉に貢献することを目的とする。

(定義)

第2条 この条例において「環境への負荷」とは、人の活動により環境に加えられる影響であつて、環境の保全上の支障の原因となるおそれのあるものをいう。

2 この条例において「地球環境保全」とは、人の活動による地球全体の温暖化及びオゾン層の破壊の進行、海洋の汚染、野生生物の種の減少その他の地球の全体又はその広範な部分の環境に影響を及ぼす事態に係る環境の保全であつて、人類の福祉に貢献するとともに村民の健康で文化的な生活の確保に寄与するものをいう。

3 この条例において「公害」とは、環境の保全上の支障のうち、事業活動その他の人の活動に伴って生じる相当範囲にわたる大気汚染、水質汚濁（水質以外の水の状態又は水底の底質が悪化することを含む。以下同じ。）、土壌汚染、騒音、振動、地盤の沈下（鉱物の掘採のための土地の掘削によるものを除く。以下同じ。）及び悪臭によって、人の健康又は生活環境（人の生活に密接な関係のある財産並びに人の生活に密接な関係のある動植物及びその生育環境を含む。以下同じ。）に係る被害が生ずることをいう。

(基本理念)

第3条 良好な環境の保全及び創造は、現在及び将来の世代のすべての村民が健全で恵み豊かな環境の恵沢を享受するとともに人類の存続の基盤である限りある環境が将来にわたって維持されるよう適切に行われなければならない。

2 良好な環境の保全及び創造は、自然と人との豊かなふれあひの実現をめざして、自然環境が適正に保全されるよう行われなければならない。

3 良好な環境の保全及び創造は、村、村民及び事業者が、公平な役割分担の下に、自主的かつ積極的に環境への負荷を低減するよう行動することにより、健全で恵み豊かな環境を維持し、環境への負荷の少ない発展社会を造るよう行われなければならない。

4 地球環境保全は、人類共通の課題であることから、すべての者がこれを自らの問題として認識し、その日常生活及び事業活動において推進されなければならない。

(村の責務)

第4条 村は、基本理念（以下「基本理念」という。）にのっとり、環境への優先的配慮を前提とした総合的な施策（以下「環境施策」という。）を策定し、及び実施する責務を有する。

(村民の責務)

第5条 村民は、基本理念にのっとり、日常生活に伴う環境への負荷の低減に努め、環境の保全及び創造に自ら取り組むとともに、村が実施する環境施策に積極的に協力する責務を有する。

(事業者の責務)

第6条 事業者は、基本理念にのっとり、事業活動に伴う環境への負荷低減その他環境の保全及び創造に自ら取り組むとともに、公害を防止し、又は自然環境を適正に保存するため村が実施する環境施策に積極的に協力する責務を有する。

(滞在者の責務)

第7条 滞在者は、基本理念にのっとり、環境の保全及び創造に自ら取り組むとともに、村が実施する環境施策に積極的に協力する責務を有する。

(環境施策)

第8条 村は、基本理念の実現を図るため、次に掲げる環境施策を実施するものとする。

- (1) 人の健康又は生活環境に被害を及ぼす環境の保全上の支障を未然に防止し、安全で安心して生活のできる生活環境を確保すること。
- (2) 生態系の多様性の確保及び野生植物の保護並びに河川、林、農地等によって構成される多様な自然環境を適正に保全していくこと。
- (3) うるおいと安らぎのある環境を創造するため、利用者に優しい都市施設の整備、良好な景観の確保、歴史的文化的遺産の保全及び活用、災害に強い安全で快適なまちづくり等を総合的かつ計画的に図ること。
- (4) 日常生活や事業活動による環境への負荷を低減するため、資源及びエネルギーの有効利用に努めるとともに、廃棄物の排出の抑制を図ること。
- (5) 地球環境保全を推進するため、自然的社会的条件に応じた地球環境保全に関する施策の推進に努めること。
- (6) 原子力エネルギー利用については、平和利用の充実に努め、環境への負荷の防止措置については、原子力関係法律を準用すること。

(平15条例21・一部改正)

(環境基本計画の策定)

第9条 村長は、環境施策を総合的かつ計画的に推進するため、環境施策の基本方針となる東海村環境基本計画（以下「基本計画」という。）を策定しなければならない。

- 2 基本計画は、良好な環境の保全及び創造についての目標及び施策を具体的に示すものとする。
- 3 村長は、基本計画の策定に当たっては、あらかじめ村民又は事業者の意見を反映させるための必要な措置を講ずるとともに、東海村環境審議会の意見を聴かなければならない。
- 4 村長は、基本計画を定めたときは、速やかにこれを公表しなければならない。
- 5 前2項の規定は、基本計画の変更について準用する。

(平15条例21・一部改正)

(行動指針の策定等)

第10条 村は、基本計画に基づき、村、村民及び事業者がそれぞれの役割に応じて、環境の保全及び創造に資するよう行動するための指針を定めるものとする。

- 2 村、村民及び事業者は、前項の指針に基づいて行動するものとする。

(総合的調整)

第11条 村は、良好な環境の保全及び創造を実効的かつ体系的に推進するため、次に掲げる事項について必要な総合的調整を行うものとする。

- (1) 基本計画の策定及び変更に関すること。
- (2) 環境に関する村の主要な施策又は方針の立案に関すること。
- (3) その他環境の保全及び創造の推進に関すること。

(平15条例21・一部改正)

(環境影響評価の推進)

第12条 村は、環境に著しい影響を及ぼすおそれのある事業を行う事業者が、その事業の実施に伴う環境への影響について自ら適正に調査、予測及び評価を行い、その事業の実施に際し、環境の保全上の見地から適正に配慮することを推進するため、必要な措置を講ずるものとする。

(協定の締結)

第13条 村は、環境施策を実施するに当たり必要があると認めるときは、村民及び事業者と環境保全に関する協定を締結することができる。

(教育及び学習の振興等)

第14条 村は、村民及び事業者が環境の保全及び創造についての理解を深め、その活動を行う意欲が増進されるよう教育及び学習の振興並びに広報活動の充実を図るものとする。

(村民等の活動への支援)

第15条 村は、村民及び事業者が自発的に行う環境の保全及び創造に関する活動を促進するため、必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

(情報の提供)

第16条 村は、環境の状況並びに保全及び創造に関する情報を適切に提供するよう努めるものとする。

(調査及び研究の充実)

第17条 村は、環境施策を適正に実施するため、環境の状況の把握をするとともに必要な調査及び研究に努めるものとする。

(財政上の措置)

第18条 村は、環境施策を推進するために必要な財政上の措置を講ずるよう努めるものとする。

(国及び他の地方公共団体との協力等)

第19条 村は、環境施策に関し、広域的な取組を必要とする施策について、国及び他の地方公共団体と協力して、その推進に努めるものとする。

(平15条例21・一部改正)

(環境審議会)

第20条 環境基本法(平成5年法律第91号)第44条の規定により、東海村環境審議会(以下「審議会」という。)を置く。

2 審議会は、村長の諮問に応じ、次に掲げる事項を調査審議する。

- (1) 環境基本計画に関すること。
- (2) その他環境の保全及び創造に関すること。

3 審議会は、前項に規定する事項を調査し審議する場合において、必要があると認めるときは、環境に関する情報その他必要な資料の提出を村長その他関係機関に求めることができる。

4 審議会は、環境の保全及び創造に関し、必要があると認めるときは、村長に意見を述べるることができる。

- 5 審議会は、委員20人以内をもって組織する。
- 6 環境に関する識見を有する者のうちから、村長が委嘱する。
- 7 委員の任期は、2年とし、補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。ただし、再任を妨げない。
- 8 委員は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職務を退いた後も同様とする。
- 9 前各項に定めるもののほか、審議会の組織及び運営に関し必要な事項は、規則で定める。

(平15条例21・一部改正)

(報告の作成)

第21条 村長は、基本計画の適正な進行管理を図るため、村の環境の現状並びに保全及び創造に関して講じた施策等について報告書を作成し、これを公表しなければならない。

(意見の提出)

第22条 村民及び事業者は、前条の報告書について意見を述べることができる。

- 2 村民及び事業者は、前項について必要があると認めるときは、環境に関する情報その他必要な資料の提出を村長その他関係機関に求めることができる。

(委任)

第23条 この条例の施行について必要な事項は、規則で定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、平成12年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例の施行の際現に東海村環境審議会委員である者の任期は、その者が委員に委嘱された日から起算して2年とする。

(東海村附属機関の設置に関する条例の一部改正)

- 3 東海村附属機関の設置に関する条例(昭和51年東海村条例第3号)の一部を次のように改正する。

[次のよう]略

(東海村環境保全条例の廃止)

- 4 東海村環境保全条例(平成7年東海村条例第9号)は、廃止する。

附 則(平成15年条例第21号)

この条例は、公布の日から施行する。

2. 環境審議会

(1) 委員名簿

(敬称略)

番号	氏名	所属等	備考
1	小林 久	茨城大学名誉教授	会長
2	廣瀬 誠	東海村緑化審議会 会長	副会長
3	安嶋 隆	茨城生物の会 副会長 東海村文化財保護審議会委員	
4	桐原 幸一	環境省国立公園指導員 茨城生物の会 副会長	
5	中村 恵美子	NPO 法人 茨城県環境カウンセラー協会	
6	安 敦之	東海村教科特別指導員	
7	沼田 元良	株式会社東海クリーン 代表取締役 茨城県地球温暖化防止推進委員	
8	藤田 明英	株式会社クリハラント 東京本社営業部 北関東支社 支社長	
9	川崎 敏秀	株式会社ビーンズクリーンサービス 代表取締役社長 東海村環境整備事業協会 会長	
10	久保田 昌宏	とうかい環境村民会議 会長	
11	齋藤 由美子	自然のみどりを守る会 会長	
12	舩井 操	農業委員会 会長	
13	宇佐美 壽一	東海村ボランティア連絡協議会 会長 真崎フレッシュ会	
14	石丸 美代子	東海村食生活改善推進員連絡協議会 会長	

(2) 開催経過

回	開催日	議 題
第1回	令和2年7月29日	(1) 会長及び副会長の選出 (2) 諮問 ・第3次東海村環境基本計画の策定について (3) 説明 ・第3次東海村環境基本計画策定に係る基礎調査報告 ・策定スケジュール(案)
第2回	令和2年9月17日	(1) 第2次東海村環境基本計画の達成状況 (2) 第3次東海村環境基本計画の策定にかかる基本方針
第3回	令和3年1月14日	(1) 第3次東海村環境基本計画の目標と分野別施策について (2) 第3次東海村環境基本計画策定に係る今後の東海村環境審議会について
第4回	令和3年3月5日	(1) 第3次東海村環境基本計画の素案について

3. ワーキング委員会 住民部会・事業者部会

(1) 委員名簿

(敬称略)

部 会	氏 名	所 属 等	備 考
住民部会	安 節子		部 会 長
	佐藤 章一朗		副部会長
	戸川 隆		
	坂井 章浩		
	川崎 卓男		
	安藤 沙雪		
	鈴木 由貴子		
事業者部会	照沼 毅	東海村メガソーラー株式会社 代表取締役	部 会 長
	芳賀 恵子	イオンリテール株式会社 イオン東海店 店長	副部会長
	舛井 辰也	有限会社常東タクシー 代表取締役	
	川崎 裕弥	一般社団法人ひたちなか青年会議所 理事長	
	安 健太	東海村商工会青年部 青年部長	

(2) 開催経過

住民部会		
回	開催日	議 題
第1回	令和2年10月8日	(1) 部会長及び副部会長の選出 (2) 説明 ・環境基本計画策定に係る基礎説明 ・第3次東海村環境基本計画策定手順について (3) 意見聴取 ・目指すべき将来像の検討
第2回	令和2年11月30日	(1) 「将来像・目標」についての意見交換 (2) 「将来像・目標」の実現に向けたアイデア出し
第3回	令和2年12月23日	(1) 「住民・事業者ワーキングを踏まえた将来像・目標の設定」の内容確認 (2) 住民の具体的な取組事項と行動指針の検討
事業者部会		
回	開催日	議 題
第1回	令和2年10月8日	(1) 部会長及び副部会長の選出 (2) 説明 ・環境基本計画策定に係る基礎説明 ・第3次東海村環境基本計画策定手順について (3) 意見聴取 ・目指すべき将来像の検討
第2回	令和2年11月30日	(1) 「将来像・目標」についての意見交換 (2) 「将来像・目標」の実現に向けたアイデア出し
第3回	令和2年12月23日	(1) 「住民・事業者ワーキングを踏まえた将来像・目標の設定」の内容確認 (2) 事業者の具体的な取組事項と行動指針の検討
住民・事業者部会（合同会議）		
回	開催日	議 題
第4回	令和2年2月8日	(1) 住民・事業者の取り組み内容の確認及び補足のための意見聴取

(3) 住民・事業者ワーキングからの提案

全4回のワーキングにおいて出された意見を、第3次計画の分野別に整理しました。

これらを参考に、住民・事業者の皆様が環境への関心を高め、自らの実践活動に繋げていただくことを期待します。

■自然共生社会

住民の役割・できること	事業者の役割・できること
<ul style="list-style-type: none"> ・自らが所有している山林は、下草刈りや枝打ちをして適切に管理する。 ・敷地内の湧水の周りを管理して、いつでもきれいな水を使えるようにしておく。 ・山林の管理が困難になった場合は、役場や自治会に相談し、状況を共有しておく。 ・村内の団体や企業のボランティアや、子どもたちの自然体験の場として、山林や農地を活用してもらう。 ・結婚や出産、住宅購入などの人生の節目に記念樹を植え、大切に育てる。 ・保全配慮地区をはじめとする自然の豊かなスポットで、子どもと一緒に自然観察をする。 ・海岸で遊んだり、海岸の保全活動のボランティア活動に参加する。 	<ul style="list-style-type: none"> ・地元への貢献活動として、所有者による維持管理が難しくなった山林の管理作業を手伝う。 ・事業所の付近に木や花を植えて緑を増やす。 ・外来種の植物について知り、事業所の周辺など近隣の掃除の際に抜いてしまう。 ・駆除した外来生物をおいしく食べられるメニューを開発する。 ・クリーン作戦に参加し、近隣住民とのコミュニケーションの機会を作る。

■低炭素社会

住民の役割・できること	事業者の役割・できること
<ul style="list-style-type: none"> ・むやみに我慢するのではなく、効果的な方法をきちんと知って省エネに取り組む。 ・古い冷蔵庫やエアコンを、消費電力の少ない新しいものに買い替える。 ・再生可能エネルギーで発電した電気を販売する電力会社について調べる。 ・住宅に太陽光発電と蓄電池を導入する。ガソリン車から電気自動車に変えて、蓄電システムとして活用することも検討する。 ・車に乗るときは必ずエコドライブを心がける。 ・住宅の新築・建て替えの際には、長期的に 	<ul style="list-style-type: none"> ・クールビズ・ウォームビズは普及したが、服装や働く場所をもっと自由に考えても良い。 ・残業や過剰発注などの無駄をなくせば、省エネになる。環境マネジメントシステムを導入して改善を図る。 ・事業所での省エネのノウハウを磨き、他社に対して省エネ診断のサービスを提供できれば、新たな事業展開ができる。 ・断熱・遮熱性能が高く、効率の良い空調システムを有する建物で、従業員の健康も地球環境にも貢献できる。事業所の新築・建

<p>は光熱費が少なくなり快適に暮らせるZEH（ゼロエネルギーハウス）も視野に入れる。</p> <ul style="list-style-type: none"> 健康のためにも自転車通勤を始める。車では気づかなかった道路の危ない箇所が目につくようになれば、役場や自治会に報告する。 	<p>て替えの際にはZEB（ゼロエネルギービル）も検討する。</p> <ul style="list-style-type: none"> 感染症対策と省エネの両立が迫られる。省エネ診断を活用してはどうか。 店舗の駐車場の一角を駐輪場として開放することで、近隣に人の行き来が生まれ来客の増加にも繋がるのではないか。
---	---

■循環型社会

住民の役割・できること	事業者の役割・できること
<ul style="list-style-type: none"> ごみをしっかり分別することはもちろん、できるだけごみを出さないように買い物の段階で気を付ける。 トレイを使わずに量り売りしている店で購入する。 生産の過程で環境汚染や自然破壊をしていないか、適正な労働で作られたものか、商品の背景をよく考える。 食材の買いすぎ、料理の作りすぎに気を付ければ、家族の健康にも繋がる。 残った料理は翌日にリメイクしておいしく食べる。 公開されている学校給食の献立を参考にし、地元産の野菜を活用した献立を考える。 生ごみは堆肥にして家庭菜園で利用する。 自治会の資源回収に協力することで、自治会の収入に繋がる。 	<ul style="list-style-type: none"> レジ袋有料化をきっかけに、顧客の容器包装ごみに対する意識も高まった。肉類や惣菜を量り売りにしてトレイを使わずに提供することを検討できるのではないか。 環境や社会に配慮して生産されたエシカルな商品の特設コーナーを作ってアピールする。 予約販売を強化したり、データを利用して仕入れを工夫したりすることで食品ロス対策を進める。 事業所で大量に出る紙ごみの資源化に取り組む。梱包材は納入業者に引き取ってもらう。近くの他社と併せて回収ルートを作ってくれるよう古紙回収業者に相談する。 ごみをできるだけ出さないよう、製造工程を見直す。

■生活環境

住民の役割・できること	事業者の役割・できること
<ul style="list-style-type: none"> ・下水道のない地区では合併処理浄化槽の設置を進める。 ・毎日の食器洗いや掃除の時に洗剤を使いすぎているか、花壇や家庭菜園に農薬や肥料を入れすぎているか、身近なところで水の汚染に繋がる行動をしないよう気を付ける。 ・クリーン作戦に参加し、ごみを拾いながら子どもたちには珍しい植物や生き物のことなど、東海村の自然のことを伝える。 ・夏の暑さや台風・豪雨の被害など地球温暖化による影響がすでに現れていることを知る。近所の水路の氾濫やがけ崩れの危険がないか確認したり、熱中症にならないように夏の活動に気を付けたり、できることを家族や近隣で話し合う。 	<ul style="list-style-type: none"> ・公害の原因にならないよう、法令を遵守して事業活動に取り組む。定期点検をしっかり行い、トラブルを未然に防ぐ。 ・村内を巡回する機会が多い事業者は、社用車で回りながら不法投棄をチェックしたり、従業員が監視員に登録することを検討する。 ・夏の暑さが厳しくなることや、自然災害の被害が大きくなることなど、気候が変わることを踏まえて作業計画を考える。 ・台風や大雨の際、高台にある店舗や事業所の駐車場をマイカーの避難先として利用してもらえるようにすれば、近隣住民の安心に繋がるのではないかな。

■持続可能な地域づくりを担う人材育成

住民の役割・できること	事業者の役割・できること
<ul style="list-style-type: none"> ・村内で開催される自然観察会などに親子で参加する。 ・花壇や緑地の管理、街路灯の設置など自治会の役割がさまざまにあることを知り、自治会や子ども会の活動に参加することで、近隣住民と交流する機会を作る。 ・村の公式アプリとLINEを使って、ごみ出しの日やイベント情報などを受け取る。 ・長年環境活動に取り組んできた経験を、勉強会の講師を引き受けたりすることで若い世代に伝えていく。 	<ul style="list-style-type: none"> ・学校で行われている「エコいっぱい運動」による資源回収などに協力する。 ・子どもたちが作った環境ポスターやリサイクル工作の展示会場として店舗を貸し出すことで、親子で来店してもらう。 ・工場見学や資材提供などにより、子どもたちや住民が取り組む環境学習の支援を行う。従業員を講師として派遣する。 ・職員研修を兼ねて、自然保全ボランティアに参加する。

4. ワーキング委員会 庁内部会

(1) 委員名簿

No.	所 属	役 職	氏 名	備 考
1	環境政策課（生活環境保全担当）	係 長	加藤 隆志	部 会 長
2	地域づくり推進課	係 長	大道 和希	副部会長
3	企画経営課	係 長	松崎 真吾	
4	総務課	係 長	市毛 伸一郎	
5	環境政策課（ごみゼロ推進室）	係 長	竹内 恭子	
6	防災原子力安全課	係 長	小池 正人	
7	農業政策課	係 長	高橋 和美	
8	都市整備課	係 長	浅野 進太郎	
9	生涯学習課	係 長	物井 聡	
10	指導室	指導主事	鹿内 由紀子	

(2) 開催経過

回	開催日	議 題
第1回	令和2年9月3日	(1) 部会長及び副部会長の選出 (2) 説明 ・第3次東海村環境基本計画策定手順について (3) 意見聴取 ・現行計画の達成状況について ・次期5年間で課題とすべき事項
第2回	令和2年11月20日	(1) 第3次東海村環境基本計画策定にかかる基本方針の確認について (2) 将来像・目標に対する意見聴取について (3) 今後の作業について
第3回	令和2年12月10日	(1) 基本目標（分野ごと）と施策目標（大項目）の設定について (2) 分野ごとの施策の整理について
	令和2年12月15日 ，18日，21日	分野ごとの施策の方向性に関する個別ヒアリング

5. シンボル指標の設定・計算方法

【自然共生社会】

(1) 緑地率（樹林地・農地）

設定の考え方：

生物の生息・生育空間として、「まとまりのある緑」の面積を保持することが必要。現況から拡大することは現実的ではないが、維持することを目指して土地所有者へ働きかけていく。

計算方法：

税務課「税務の概要」の「主要地目別面積」のうち「田」「畑」「山林」の合計面積が村行政面積に占める割合。

○現況値

令和2年1月1日時点（茨城県市町村課データ）

田（4,117,078）＋畑（6,115,888）＋山林（3,576,383）／38,000,000m² = **36.3%**

○目標値 **現状維持**

(2) 緑のネットワークとして保全されている地点数

設定の考え方：

(1) で設定した「まとまりのある緑」の間を繋ぎ、村全体に「緑のネットワーク」を作ること
で、生物の生息・生育域を確保すると共に、人々の生活の身近なところに緑の存在・緑との触れ
合いを増やすことを目指す。

緑のネットワークは「まとまりのある緑＝中核となる緑地」とそれらを繋ぐ「結合点となる緑」
から成り、田・畑を含む。

村域を東西・南北に繋ぐ軸を描き、その軸を形成するために必要な箇所（現在は緑が確保され
ていない地点）に緑を増やすことを目指す。

「緑のネットワーク」を形成する地点として以下を定義する。

A：中核となる緑地 → “減らさない”

①海岸の砂防林（東側）

②斜面林（北側・南側／都市マスタープラン将来都市構想図における「水と緑の軸」）

B：結合点となる緑 → “増やす”

	すでに保全活動（事業）が実施されている	保全活動が未実施又は整備中
①保全配慮地区及びその候補地	石神城址公園，前谷津緑地，真崎古墳群，天神山，舟石川ビオトープ，絆北側緑地	
②公園	なぎさの森公園，笠松運動公園，舟石川近隣公園，駅西第5公園，駅西第3児童公園，駅西第4児童公園，ふれあいの森公園	神楽沢近隣公園
③ため池及び湿地周辺	阿漕ヶ浦，押延溜，白方溜，内宿溜，前谷溜，権現堂溜	
④その他の地点	姉妹都市交流会館，村松小ビオトープ，中丸ビオトープ	富士神社，船場稻荷神社，石神外宿（新富士子どもの遊び場付近），大山台一丁目付近，舟石川一丁目・二丁目，火力発電所周辺，原子力発電所周辺
⑤植栽のある道路	かえで通り，はなみずき通り，いちよう通り，もみじ通り	
合計（⑤を除く）	22か所	8か所

計算方法：

○現況値

「結合点となる緑」のうち，すでに保全活動（事業）が実施されている地点数 22か所

○目標値

リストアップした地点の全て（未実施箇所でも保全活動を行う） $22 + 8 = 30$ か所

【低炭素社会】

（1）村内の温室効果ガス排出量

設定の考え方：

本分野の取り組みの目標は低炭素化＝温室効果ガス排出量の削減である。まず2030年頃に達成すべき水準を定め，ここからバックキャストで計画の目標値を設定する。2030年頃の目標は2050年ゼロカーボンを表明したことを踏まえ，「2050年カーボンニュートラル」を目指す中間目標として，矛盾のないよう設定する。

計算方法：

○現況値

環境省が推計・公表している都道府県按分法の値を現況値とする。最新年次は2017年となっている。

単位：1,000tCO₂

	製造業	建設業・鉱業	農林水産業	業務	家庭	運輸*	合計
2017年	72.8	5.4	0.7	73.3	59.7	68.0	279.8

※運輸部門は旅客自動車と貨物自動車の合計

出典：環境省ウェブサイト「地方公共団体実行計画（区域施策編）策定支援サイト」
https://www.env.go.jp/policy/local_keikaku/tools/suikai.html

○目標値

①2030年目標

CO₂排出量の将来予測値（第3次東海村環境基本計画策定支援業務委託 基礎調査報告書，令和2年3月：第1回環境審議会資料）をベースとして求める。

将来予測値は，部門ごとの変動要因を反映した数値（2030A）と，これに国のエネルギー基本計画における2030年頃のエネルギーミックス（エネルギーのベストバランス）を達成した際のエネルギー起源CO₂排出量を反映した数値（2030B）があるが，このうち将来予測値（2030B）に対して国の地球温暖化対策における部門ごとの削減率を乗じ，部門ごとに取りうる対策を最大限に実施した場合の数値を求めた。全体では2013年度比44.3%減となり，これはゼロカーボンシティを宣言した他自治体の目標や「IPCC1.5℃特別報告書」の記述と比べて遜色ない数値であることから，この数値を2030年目標として設定する。

単位：1,000tCO₂

	製造業	建設業 ・鉱業	農林 水産業	業務	家庭	運輸	合計	基準値から の増減率
2013年 【基準値】	73.0	4.5	0.4	96.7	67.5	70.7	312.8	
2017年 【現況値】	72.8	5.4	0.7	73.3	59.7	68.0	279.8	
2030A	90.2	4.8	0.4	83.5	67.3	71.6	317.8	+1.61%
2030B	67.6	3.6	0.3	62.6	50.5	53.7	238.4	-23.79%
(削減率)	6.5%	6.5%	6.5%	39.8%	39.3%	27.6%		
2030 対策実行	63.2	3.4	0.3	37.7	30.6	38.9	174.1	44.32%

2030A：部門ごとの変動要因を反映

2030B：部門ごとの変動要因に加え、エネルギーミックスを達成した際の削減率を反映

(削減率)：国の地球温暖化対策における部門ごと対策実行後の削減率

2030 対策実行：2030B の予測値に部門ごとの削減目標を乗じた数値

②2025年目標

①で設定した2030年目標の達成に向けて、毎年均等に削減していくと仮定して求めた。

2030年目標(174.1千t)と現況値(2017年, 279.8千t)の差を2018年から2030年の13年間で均等に削減する場合、1年当たりの削減量は8.13千tとなる。ここから2025年時点の排出量は、**214.8千t**となる。

(2) 住民・事業者の低炭素化行動の実施率

設定の考え方：

短期間では温室効果ガス排出量の変化が確認できない可能性があるが、住民・事業者の行動変容は施策(普及啓発・環境学習ほか)の成果として現れることが期待できる。

村内で該当する意識調査が実施されたことがないため、全国調査を参考に現況値及び目標値を設定する。

計算方法：

①住民

環境省「環境にやさしいライフスタイル実態調査 国民調査 平成28年度調査」の結果から、低炭素化行動に該当する項目の実施状況(すでに行っており今後も引き続き行いたい)のうち、関東地区平均の回答率を現況値とする。

目標値は、各項目の実施意向(今後は行いたいと思う)が確実に実践されることを想定し、現況値と合計して設定する。実績値は住民アンケートを実施して把握する。

○現況値（参考）

日常生活において節電等の省エネに努める 74.1%

運転の際には unnecessary アイドリングや空ぶかし，急発進はしない 44.8%

○目標値

日常生活において節電等の省エネに努める $74.1\% + 14.4\% = 88.5\%$ →90%

運転の際には unnecessary アイドリングや空ぶかし，急発進はしない $44.8\% + 4.9\% = 49.7\%$

→50%

参考：https://www.env.go.jp/policy/kihon_keikaku/lifestyle/h2904_01/chpt_3_01.pdf

②事業者

環境省「令和元年度 環境にやさしい企業行動調査」の結果から，低炭素化行動を含むと考えられる「ISO14001，エコアクション 21 等の第三者が認証する環境マネジメントシステムを構築・運用していますか」の問いに対する 500 人未満の事業者における「構築・運用している」の割合を現況値とする。

目標値は，「予定している」が確実に実践されることを想定し，現況値と合計して設定する。実績値は事業者アンケートを実施して把握する。

○現況値（参考）

第三者が認証する環境マネジメントシステムを構築・運用している 29.7%

○目標値

第三者が認証する環境マネジメントシステムを構築・運用している $29.7\% + 4.1\% = 33.8\%$

→35%

参考：http://www.env.go.jp/policy/j-hiroba/kigyo/R1/post_35.html

【循環型社会】

(1) ごみ総排出量

設定の考え方：

村では，「ごみ処理基本計画」の令和3年度改定に向けて作業中であり，現段階では5年後の目標値となる根拠がない。シンボル指標の目標値は，本来，ごみ処理基本計画との整合性を図る必要があるが，策定期間に違いがあることから，ここでは独自の数値を設定する。

算定方法：

令和元年度のごみ総排出量を現況値と設定する。直近5ヶ年度の実績は，人口増の要因もあり増加傾向にあるが，減量化施策を見込み目標値を設定する。

○現況値 13,057 トン（令和元年度実績）

○目標値 △2%

（2）エシカル消費行動の実践率

設定の考え方：

3Rと資源循環の起点は住民一人ひとりの消費行動と言える。ごみが少ないことのみならず、商品の選択・購入を通じて地域や世界の持続可能性を高めることに繋がる意識を持ち、消費行動を“エシカル（倫理的）”に変えていくことが求められる。

村内で該当する意識調査が実施されたことがないため、全国調査を参考に現況値及び目標値を設定する。

計算方法：

環境省「環境にやさしいライフスタイル実態調査 国民調査 平成28年度調査」の結果から、エシカル消費行動に該当する項目の実施状況（すでに行っており今後も引き続き行いたい）のうち、関東地区平均の回答率を現況値とする。

目標値は、各項目の実施意向（今後は行いたいと思う）が確実に実践されることを想定し、現況値と合計して設定する。実績値は住民アンケートを実施して把握する。

○現況値

物・サービスを購入するときは環境への影響を考えてから選択する 28.0%

○目標値

物・サービスを購入するときは環境への影響を考えてから選択する

28.0% + 43.5% = 71.5% →75%

参考：https://www.env.go.jp/policy/kihon_keikaku/lifestyle/h2904_01/chpt_3_01.pdf

【生活環境】

(1) 不法投棄の重量

設定の考え方：

不法投棄に関して把握できる数値には「重量」、「通報件数」及び「環境監視員人数」がある。「環境監視員人数」は体制強化として評価できるが、不法投棄の状況を直接的に表すものではない。「通報件数」は増加・減少のいずれが望ましいか判断しがたい。「重量」は減少することが望ましい指標として、取り組みの効果を評価するのに比較的相応しいと考えられる。

計算方法：

年度内に通報等を受けた対応により公共用地から回収された不法投棄ごみの重量をカウントする。目標値は、ごみ総排出量の削減率に準拠して設定する。

○現況値 1.7トン (令和元年実績値)

○目標値 △2%

(2) 気候変動適応への認知度

設定の考え方：

気候変動（地球温暖化）の影響を理解し、自身を取りうる適応行動を実践している状態が望ましいが、現状では適応行動の実践を目標とすることより、その必要性を認識している住民を増やすことが現実的と考えられる。

村内で該当する意識調査が実施されなかったことがないため、全国調査を参考に現況値及び目標値を設定する。

計算方法：

内閣府による「地球温暖化対策に関する世論調査 平成 28 年度」の結果から、「地球温暖化がもたらす気候変動への対処について」の問いに対し「知っていた（内容までよく知っていた+だいたい知っていた）」と回答した割合を現況値とする。

目標値は認知のない層（全く知らなかった）が認識することを想定し、現況値と合計して設定する。実績値は住民アンケートを実施して把握する。

○現況値（参考）

気候変動への対処について知っていた 47.5%

○目標値

気候変動への対処について知っていた 47.5%+10.1% =57.6%→60%

参考：<https://survey.gov-online.go.jp/h28/h28-ondanka/2-2.html>

【持続可能な地域づくりを担う人材育成】

(1) 環境学習・体験活動の参加人数

設定の考え方：

環境学習・体験活動の機会が多く、参加人数が多いほど、環境保全活動を実践する住民の育成に繋がる（間口を広げる）ことになると考えられる。

行政が主催の行事以外に、村内で活動する団体等が実施するものも対象とする。現状では住民団体等が実施する事業の参加人数を正確にとらえることはできないが、団体や個人の登録数を増やすことで住民団体との関係が構築され、把握できる範囲が広がる。現在の事業への参加人数を増やすと共に、住民団体から情報提供される事業の範囲を拡大することも目指す。

計算方法：

行政が主催する環境学習・体験活動に関する事業として、以下を想定する。

事業名	対象	令和元年度参加人数
エンジョイ・サマースクール	子ども	12
環境学習プログラム	子ども	502
環境フェスタ	全世代	1170

○現況値 上記表の合計 = 1,684人

○目標値 10,000人

(2) 環境活動関係団体・個人の登録数

設定の考え方：

環境活動関係の団体・個人相互のネットワークを構築するために、まずは村内で環境保全活動に関わる住民団体や企業、個人の情報をできる限り広く集める必要がある。情報のやり取りができる相手先が増えることで、環境学習や体験活動の参加人数も増えることが期待できる。

計算方法：

環境政策課が直接、または関係課を通じて連絡を取ることができる、村内で継続して環境保全活動や学習活動などを実施している団体、個人又は事業者をカウントする。

○現況値 5団体

○目標値 15団体

6. 諮問・答申

東海村諮問第1号
令和2年7月29日

東海村環境審議会 殿

東海村長 山田 修

第3次東海村環境基本計画の策定について（諮問）

東海村環境基本条例第9条第3項の規定に基づき、下記のことについて意見を求めます。

記

東海村においては、東海村環境基本条例第9条に基づき、環境施策を総合的かつ計画的に推進するため、環境施策の基本方針となる東海村環境基本計画を策定しているところです。

今回、現行計画である第2次東海村環境基本計画の計画期間が、令和3年度末で終了することから、第3次東海村環境基本計画の策定について諮問いたします。

東環答申第1号
令和3年3月22日

東海村長 山田 修 様

東海村環境審議会
会長 小林 久

第3次東海村環境基本計画の策定について（答申）

令和2年7月29日付け東海村諮問第1号で諮問のあった第3次東海村環境基本計画の策定について、下記のとおり意見を付して答申します。

記

「自然豊かな環境を一人ひとりが力を合わせて守り育て ライフスタイルを見直し 持続可能な社会を足元から実現する」という理念に基づき、掲げた5つの基本目標の達成のため、適切な進行管理を行い、事業が確実に実施されることを望みます。



7. 略語一覧

ページ	略語	説明
2 他	SDGs	Sustainable Development Goals 持続可能な開発目標。13 ページに解説あり。
4 他	ESD	Education for Sustainable Development 持続可能な開発のための教育。社会・経済・環境の課題を解決し、持続可能な社会を作る担い手を育む教育。ESDの視点に立った学習指導では、次の7点の能力・態度が重視される。 ①批判的に考える力 ②未来像を予測して計画を立てる力 ③多面的・総合的に考える力 ④コミュニケーションを行う力 ⑤他者と協力する力 ⑥つながりを尊重する態度 ⑦進んで参加する態度
22	FEMS/ BEMS/ HEMS	Factory/Building/Home Energy Management System 工場/ビル/住宅におけるエネルギー管理システム。電力使用量の可視化、機器類の制御による省エネ、再生可能エネルギーや蓄電器の制御などにより、エネルギー需給バランスの最適化を図る仕組み。
22, 55	ZEB/ ZEH	net Zero Energy Building/House 建築物・設備の省エネ性能の向上、エネルギーの面的利用、再生可能エネルギーの活用などにより、年間での一次エネルギー消費量が正味でゼロ又は概ねゼロとなるビル/住宅。
25	EV	Electric Vehicle 電気自動車。
27, 63	3R	Reduce・Reuse・Recycle 廃棄物削減・資源循環の取り組みであり、その優先順位でもある。 Reduce (減らす) 物を大切に使う、不要なものは買わないなど。 Reuse (繰り返し使う) いらなくなったものを譲り合う、詰め替え用の製品を選ぶなど。 Recycle (資源として再び利用する) ごみを正しく分別する、ごみを再生して作られた製品を選ぶなど。

第3次東海村環境基本計画

令和3年6月

編集・発行 東海村村民生活部環境政策課

〒319-1192

茨城県那珂郡東海村東海三丁目7番1号

029-282-1711（代表）



自然豊かな環境を
一人ひとりが力を合わせて守り育て
ライフスタイルを見直し
持続可能な社会を足元から実現する